

令和 4 年度 第 6 回

理 事 会

日時 令和 4 年 10 月 6 日 (木)

15 時 00 分～

場所 2 階大ホール

会長挨拶

協議事項

- 1 第 75 回創立記念表彰式被表彰者名簿 (案) について
桃木 常任理事
- 2 会費減免者 (追加) 申請について
長又 常任理事
- 3 会長・副会長・常任理事・理事協議事項について

報告事項

- 1 郡市医師会別医師会員数 (10 月 1 日現在) ならびに会員異動 (9 月分)
について
桃木 常任理事
- 2 医療事故調査制度の相談事案 (令和 4 年 8 月分) について
松本 常任理事
※件数 1 件

3 医療事故紛争解決事例（令和4年8月分）について

松本 常任理事

松本（吉）理事

※件数 1件

4 クレーム対応費用保険の更改について

登坂（薰）常任理事

5 子育て相談（令和4年9月分）の報告について

長又 常任理事

田端 理事

※件数 5件

6 令和4年度在宅医療塾第5回の参加者について

鹿嶋 常任理事

日時：令和4年11月10日（木）・12月1日（木）

18:00～20:00

場所：埼玉県地域医療教育センター及びWEB

7 集団的個別指導の実施について（医科）

小室 常任理事

関東信越厚生局

8 改定に伴い経過措置が設けられた施設基準の届出について

小室 常任理事

関東信越厚生局

9 令和4年度都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事連絡協議会の結果について

小室常任理事

日時：令和4年9月8日（木）14:30～16:30

場所：WEB開催

10 会長・副会長・常任理事・理事報告事項について

そ の 他

[資料配布] (ホームページ掲載)

1 CKD（慢性腎臓病）予防キャンペーンポスター（日本腎臓財団）の送付について（3枚）

登坂（英）常任理事 日医

2 医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について（16枚）

登坂（英）常任理事 県保健医療部

3 「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について（44枚）

登坂（英）常任理事 県保健医療部

4 「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」の改正について（4枚）

登坂（英）常任理事 県保健医療部

5 医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正について（5枚）

登坂（英）常任理事 県保健医療部

桃木常任

(案)

第75回

埼玉県医師会創立記念表彰式
被表彰者名簿



日 時 令和4年11月17日（木）午後3時

場 所 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール

一般社団法人 埼玉県医師会

第75回埼玉県医師会創立記念表彰式被表彰者名簿

(敬称略)

1. 満20年以上本会に在籍し、満77歳に達した会員

(昭和20年4月1日から昭和21年3月31日までに出生した者)

医師会名		氏名
浦	和	上田 隆司
浦	和	亀井 清光
浦	和	加茂 和子
浦	和	里見 隆夫
浦	和	里村 克章
浦	和	塩野 潔
浦	和	屋成 信行
川	口	金子 修
川	口	服部 弘
大	市	野中 俊也
大	市	湯澤 達也
大	市	葉川 寛
川	富	小澤 隆一
川	宮	澤郷 美人
川	宮	小口 公一
川	市	谷振 作
川	市	熊谷 猛
川	市	元山 洪
熊	市	山藤 道
熊	市	齋崎 太
熊	谷	柴崎 子
所	谷	吉田 豊
所	沢	島田 和
所	沢	原田 江
		田積 夫

所	沢	市	宮川	勝二郎		
北	足	立	郡	市	大井	千恵子
北	足	立	郡	市	高橋	肇
上		尾		市	佐藤	晁
上		尾		市	松澤	俊
朝	霞	地	区		小嵐	正治
朝	霞	地	区		佐々木	道子
草	加	八	潮		大澤	美穂子
草	加	八	潮		笠井	博
さいたま		市与野			今村	巍
さいたま		市与野			田口	滋
飯	能	地	区		大山	郎
飯	能	地	区		高田	満啓
比					高野	憲一郎
深	谷	寄			上野	達雄
深	谷	寄			柳田	幸男
南	埼	玉	郡	市	大橋	賢悟
南	埼	玉	郡	市	田口	
越	越	谷			佐々木	裕子
越	越	谷			清村	忠雄
越	越	谷			土屋	博之
春					山口	秀行
北	葛	北	部		根関	万喜男
北	葛	北	部		秋間	秀一
吉	川	松	部		木村	貴一
吉	川	松	部		金田	庸一
三		郷			根本	枝一
					大場	文江

2. 本会役員を4年以上務め、その職を退任した者

医師会名	氏名
浦和市	桐澤 重彦
川口市	長江 厚
大宮市	飯島 竜之
大川越市	齊藤 正身
熊谷市	小林 敏宏
所沢市	平澤 秀人
朝霞地区	滝澤 義和
草加八潮	渋谷 和治
東入間	井上 達夫
本庄市	鈴木 和喜
南埼玉郡市	斎木 徳祐
春日部市	神田 誠
三郷市	草彌 博昭

3. 本会代議員会議長・副議長を4年以上務め、その職を退任した者

医師会名	氏名
熊谷市	斎藤 洪太

4. 郡市医師会長を4年以上務め、その職を退任した者

医師会名	氏名
浦和市	登坂英明
川口市	鹿嶋広久
川越市	藤田龍一
所沢市	京谷圭子
北足立郡市	内田治
朝霞地区	村山正昭
草加八潮	佐藤達也
さいたま市与野	森泰二郎
東入間	関谷治久
本庄市児玉郡	高橋茂雄
深谷寄居	福島悦雄
岩槻	林承弘
三郷市	青木成夫
防衛医科大学校	古谷健一

5. 日本医師会代議員を6年以上務め、その職を退任した者

医師会名	氏名
川口市	徳竹英一
大宮	湯澤俊
所沢市	金井忠男

6. 本会代議員を8年以上務め、その職を退任した者

医師会名	氏名
川口市	柄木武一

北足立郡市	内田 治
北足立郡市	鈴木 義信
朝霞地区	村山 正昭
越谷市	藤田 安幸
越谷市	松本 佳久
春日部市	竹田 広樹

7. 各分科会長を8年以上務め、その職を退任した者

医会名	氏名
埼玉県外科医会	丸山 正董

8. 郡市会長の推薦による功労顕著な者

医師会名	氏名
浦和市	曾我 基行
川口市	新谷 仁
川口市	須田 淳
川口市	大川 敬一
大宮市	宇井 万津男
大宮市	和田 修
大越市	藤田 龍一
越越市	得丸 幸夫
越越市	小室 万里
越越市	廣澤 光昭
熊谷市	林 文明
熊谷市	酒巻 治彦
熊谷市	酒巻 牧子

北埼玉	出井進也
南埼玉郡市	坂田亨
南埼玉郡市	渡邊俊明
越谷市	井上健
春日部市	櫻井剛太郎
岩槻市	林承弘
北葛北部	浅野聰
吉川松伏	秋本憲一
三郷市	鈴木重剛
埼玉医科大学	該当者なし
防衛医科大学校	該当者なし

9. 国からの受章（賞）者

医師会名	氏名	表彰名	受章日
秩父郡市	内田 賢二	旭日双光章 R3.12.1 (保健衛生功労)	
草加八潮	江口 智三郎	旭日双光章 R4.2.1 (保健衛生功労)	
大宮	湯澤 俊	旭日双光章 R4.4.29 (保健衛生功労)	
本庄市児玉郡	関根 貢	旭日双光章 R4.5.1 (保健衛生功労)	
飯能地区故	小室 舜一	旭日双光章 R3.12.21 (保健衛生功労)	
大宮	桃木 茂	藍綬褒章 R4.4.29 (保健衛生功績)	
川口市	福島 裕子	瑞宝双光章 R3.12.1 (学校保健功労)	
浦和	川島 浩	瑞宝双光章 R4.2.1 (学校保健功労)	
北足立郡市	吉住 登	瑞宝双光章 R4.2.1 (学校保健功労)	
蕨戸田市	箕田 健生	瑞宝双光章 R4.4.1 (学校保健功労)	
草加八潮	水野 和枝	瑞宝双光章 R4.5.1 (学校保健功労)	
越谷市	北野 正人	瑞宝双光章 R4.6.1 (学校保健功労)	
川越市故	松本 正自	瑞宝双光章 R3.9.9 (学校保健功労)	
川口市故	桜井 宣由	瑞宝双光章 R3.10.16 (学校保健功労)	
大宮故	小泉 忠弘	瑞宝双光章 R3.11.27 (学校保健功労)	
川越市故	大橋 修	瑞宝单光章 R4.5.20 (学校保健功労)	

医師会名	氏名	表彰名	受賞日
本庄市児玉郡	堀川 明	厚生労働大臣表彰 (救急医療功労)	R4.9.9
蕨戸田市	金子 健二	厚生労働大臣表彰 (公衆衛生事業功労)	R4.1.26
秩父郡市	一般社団法人 秩父郡市医師会	厚生労働大臣表彰 (公衆衛生事業功労)	R4.1.26
さいたま市与野	森 泰二郎	厚生労働大臣表彰 (母子保健家族計画)	R3.11.4
浦 和	桐澤 重彦	厚生労働大臣表彰 (母子保健家族計画)	R4.10.27
川口市	徳竹 英一	厚生労働大臣表彰 (安全衛生功績)	R4.7.1
深谷寄居	松本 孜	警察協力章 (警察嘱託医功労)	R4.6.10
浦 和	曾我 基行	関東管区警察局長表彰 (警察嘱託医功労)	R4.7.19
所沢市	柑本 晴夫	埼玉労働局長表彰 (労働行政関係功労)	R3.11.23
入間地区	寺師 良樹	埼玉労働局長表彰 (労働行政関係功労)	R4.7.21

10. 県からの受賞者

医師会名	氏名	表彰名	受賞日
浦和市	桐澤 重彦	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
川口市	八代 利伸	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
大宮市	桃木 茂	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
熊谷市	小林 敏宏	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
所沢市	瀬戸 裕	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
北足立郡市	黒沼 幸雄	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
草加八潮	渋谷 和治	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
入間地区	寺師 良樹	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
比企	松山 真記子	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16
岩槻	若杉 直俊	埼玉県知事表彰 (保健衛生功労)	R3.11.16

医師会名	氏名	表彰名	受賞日
川越市	増田 俊和	埼玉県知事表彰 (救急医療功労)	R4.9.9
蕨戸田市	中島 昌人	埼玉県知事表彰 (救急医療功労)	R4.9.9
坂戸鶴ヶ島	清水 要	埼玉県知事表彰 (救急医療功労)	R4.9.9
岩槻	丸山 泰幸	埼玉県知事表彰 (救急医療功労)	R4.9.9
北葛北部	岩田 幸也	埼玉県知事表彰 (救急医療功労)	R4.9.9
川口市	川口市立医療センター	埼玉県知事表彰 (救急医療功労機関)	R4.9.9
大宮	自治医科大学附属 さいたま医療センター	埼玉県知事表彰 (救急医療功労機関)	R4.9.9
さいたま市与野	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	埼玉県知事表彰 (救急医療功労機関)	R4.9.9
さいたま市与野	さいたま赤十字病院	埼玉県知事表彰 (救急医療功労機関)	~
狭山市	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	埼玉県知事表彰 (救急医療功労機関)	R4.9.9
南埼玉郡市	医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	埼玉県知事表彰 (救急医療功労機関)	R4.9.9
浦和	喜多 みどり	埼玉県知事表彰 (精神保健福祉功労)	R4.6.11
坂戸鶴ヶ島	守屋 爽一	埼玉県知事表彰 (精神保健福祉功労)	R4.6.11
浦和	谷本 千賀子	埼玉県教育長表彰 (学校保健功労)	R3.11.15
大宮	鶴岡 明	埼玉県教育長表彰 (学校保健功労)	R3.11.15
川越市	時田 信仁	埼玉県教育長表彰 (学校保健功労)	R3.11.15

行 田 市	岡 田 多 雅	埼玉県教育長表彰 R3.11.15 (学校保健功労)
所 沢 市	久 我 堯	埼玉県教育長表彰 R3.11.15 (学校保健功労)
越 谷 市	境 秀 博	埼玉県教育長表彰 R3.11.15 (学校保健功労)
川 越 市	秦 怜 志	埼玉県警察本部長表彰 R4.7.14 (協力医累積功労)
北 足 立 郡 市	高 橋 克 行	埼玉県警察本部長表彰 R4.7.14 (協力医累積功労)
岩 槻	丸 山 泰 幸	埼玉県警察本部長表彰 R4.7.14 (協力医累積功労)
三 郷 市	立 澤 貞 彦	埼玉県警察本部長表彰 R4.7.14 (協力医累積功労)

11. 団体等からの受賞者

医師会名	氏名	表彰名	受賞日
大宮	湯澤 俊	日本医師会最高優功賞 (医師会活動を通じて地域医療の 発展に貢献した功労者)	R4.11.1
浦和	高崎 英雄	日本医師会白寿会員	R4.11.1
川越市	島田 昌治	日本医師会白寿会員	R4.11.1
所沢市	橋詰 シノ	日本医師会白寿会員	R4.11.1
蕨戸田市	中島 穂	日本医師会白寿会員	R4.11.1
東入間	小林 直哉	日本医師会白寿会員	R4.11.1
北埼玉	平野 英一	日本医師会白寿会員	R4.11.1
浦和	白石 悟	日本医師会米寿会員	R4.11.1
浦和	吉原 忠男	日本医師会米寿会員	R4.11.1
浦和	東 和子	日本医師会米寿会員	R4.11.1
川口市	若林 郁子	日本医師会米寿会員	R4.11.1
川口市	若林 恒郎	日本医師会米寿会員	R4.11.1
川越市	野本 智行	日本医師会米寿会員	R4.11.1
川越市	片岡 紀男	日本医師会米寿会員	R4.11.1
川越市	陸 忠博	日本医師会米寿会員	R4.11.1
川越市	永倉 幸平	日本医師会米寿会員	R4.11.1
川越市	原 利郎	日本医師会米寿会員	R4.11.1

川 越 市	井 上 英 雄	日本医師会米寿会員	R4.11.1
熊 谷 市	故 飯 田 宏	日本医師会米寿会員	R4.11.1
所 沢 市	有 村 博 行	日本医師会米寿会員	R4.11.1
所 沢 市	新 美 京 子	日本医師会米寿会員	R4.11.1
所 沢 市	丸 野 敏 次 郎	日本医師会米寿会員	R4.11.1
北 足 立 郡 市	檜 原 德 之	日本医師会米寿会員	R4.11.1
北 足 立 郡 市	岡 部 元 彦	日本医師会米寿会員	R4.11.1
北 足 立 郡 市	斎 藤 脩 司	日本医師会米寿会員	R4.11.1
上 尾 市	水 村 泰 治	日本医師会米寿会員	R4.11.1
上 尾 市	清 水 茂 夫	日本医師会米寿会員	R4.11.1
上 尾 市	河 村 英 夫	日本医師会米寿会員	R4.11.1
草 加 八 潮	肥 田 秀	日本医師会米寿会員	R4.11.1
草 加 八 潮	藤 本 信 之	日本医師会米寿会員	R4.11.1
東 入 間	橋 本 喜 光	日本医師会米寿会員	R4.11.1
比 企	峯 博 一	日本医師会米寿会員	R4.11.1
比 企	斎 藤 守 男	日本医師会米寿会員	R4.11.1
秩 父 郡 市	落 合 富 士 也	日本医師会米寿会員	R4.11.1
南 埼 玉 郡 市	藤 塚 立 夫	日本医師会米寿会員	R4.11.1
越 谷 市	坂 本 芳 夫	日本医師会米寿会員	R4.11.1

越 谷 市	関 関	晋	日本医師会米寿会員	R4.11.1
越 谷 市	萬 屋	隆	日本医師会米寿会員	R4.11.1
三 郷 市	野 呂	久 公	日本医師会米寿会員	R4.11.1
埼玉医科大学	永 田	一 郎	日本医師会米寿会員	R4.11.1
熊 谷 市	奥 野	哲 朗	埼玉県国民健康保険	R4.4.1
岩 槻	瀧 本	久 夫	団体連合会理事長表彰	
所 沢 市	黒 河	圭 介	埼玉県国民健康保険	R4.7.29
川 口 市	芦 田	敬	団体連合会理事長表彰	
所 沢 市	黒 河	圭 介	埼玉県国民健康保険	R4.7.29
北 埼 玉	荒 木	譲 二	団体連合会理事長表彰	
三 郷 市	森 野	一 英	国民健康保険中央会表彰	R4.8.30
三 郷 市	森 野	一 英	国民健康保険中央会表彰	R4.8.30
三 郷 市	森 野	一 英	都道府県医療功労賞	R3.12.14

12. 永年勤続職員

該 当 者 な し

※ 救急の日の受賞者一覧（令和4年9月6日（火）受賞済み）

医師会名	氏 名	表 彰 名	受賞日
飯能地区	医療法人積仁会 旭ヶ丘病院	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労医療機関)	R4.9.6
北埼玉	医療法人EMS 西山救急クリニック	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労医療機関)	R4.9.6
岩槻	医療法人社団医鳳会 さいたま岩槻病院	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労医療機関)	R4.9.6
浦和	堀之内宏久	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
川口市	八代利伸	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
大宮	中山桂司	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
川越市	小林明雄	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
熊谷市	高澤仁	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
所沢市	吉野肇	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
蕨戸田市	細合浩司	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
北足立郡市	今成芳郎	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
上尾市	小橋一成	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
朝霞地区	飯田惣授	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
入間地区	野中晴彦	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
坂戸鶴ヶ島	小林みどり	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6
狭山市	風間浩美	埼玉県医師会長表彰 (救急医療功労)	R4.9.6

比 企	上 野 直 之	埼玉県医師会長表彰 R4.9.6 (救急医療功労)
秩 父 郡 市	西 秀 夫	埼玉県医師会長表彰 R4.9.6 (救急医療功労)
本庄市児玉郡	池 田 誠	埼玉県医師会長表彰 R4.9.6 (救急医療功労)
深 谷 寄 居	石 川 文 彦	埼玉県医師会長表彰 R4.9.6 (救急医療功労)
南 埼 玉 郡 市	原 田 知 幸	埼玉県医師会長表彰 R4.9.6 (救急医療功労)
越 谷 市	吉 田 梌 友	埼玉県医師会長表彰 R4.9.6 (救急医療功労)
北 葛 北 部	今 井 秀 一	埼玉県医師会長表彰 R4.9.6 (救急医療功労)
行田市消防本部		埼玉県医師会長表彰 R4.9.6 (救急医療搬送業務功労機関)

令和4年度 埼玉県医師会医学奨励賞受賞者名簿

(敬称略)

氏名	所属	主要テーマ
加藤 仁・他	友愛 クリニック	維持透析患者における、エリスロポエチン(EPO) 抵抗性腎性貧血に対する新規貧血治療薬 (HIF-PH 阻害薬、Roxadustat) 切り替えの臨床的効果

令和4年度 埼玉県医師会優秀論文賞受賞者名簿

(敬称略)

氏名	所属	主要テーマ
乃木田 正俊・他	済生会川口総合病院	COVID-19 および濃厚接触者を含めた小児患者の報告と検討
郭 凱文・他	熊谷総合病院	薬剤治療抵抗性を示す本態性振戦に対して、MRI ガイド下集束超音波治療が奏功した1例
松山 尚弘	白岡中央総合病院	地域連携救急車（D-ER）の試み
山口 真裕美・他	越谷 ハートフルクリニック	脂質異常症を有する原発性胆汁性胆管炎に対する、ペマフィブラーの肝機能改善効果
鈴木 優仁・他	獨協医科大学 埼玉医療センター	胃炎の京都分類から見た <i>Helicobacter pylori</i> 除菌後胃癌症例の検討

長又常任

会費減免申請者(追加)

埼玉県医師会会費減免規程第4条の規定に基づく、会費減免申請者

都市医師会名	会員区分	氏名	生年月日	年齢	事由	期間
比企医師会	B	山崎秀樹	昭和17年8月26日	80	疾病	2期から

桃木常任

都市医師会別医師会員数（10月1日現在）

ならびに会員異動（9月分）について

（1）都市医師会別医師会員数（別紙）

（2）令和4年9月1日～9月30日までの、入会・退会・異動にかかる報告。（内訳は別紙）

今回報告数	· · · · ·	87名
入会	· · · · ·	22名
退会	· · · · ·	31名（死亡7名）
異動	· · · · ·	34名

都市医師会別医師会員数(令和4年10月1日現在)

都市医師会	A1	A2B	B	A2C	C	合計
浦和医師会	321	112	154	7	34	628
川口市医師会	253	50	162	0	0	465
大宮医師会	288	86	238	12	75	699
川越市医師会	178	43	97	0	0	318
熊谷市医師会	125	22	75	0	0	222
行田市医師会	29	5	23	8	0	65
所沢市医師会	178	60	100	0	0	338
蕨戸田市医師会	112	20	57	3	0	192
北足立都市医師会	153	54	92	0	6	305
上尾市医師会	93	17	52	0	0	162
朝霞地区医師会	187	34	117	5	0	343
草加八潮医師会	140	22	36	0	0	198
さいたま市与野医師会	69	11	43	13	2	138
入間地区医師会	70	21	37	0	0	128
飯能地区医師会	58	17	40	0	0	115
東入間医師会	123	39	53	0	0	215
坂戸鶴ヶ島医師会	91	21	28	0	0	140
狭山市医師会	61	22	51	0	0	134
比企医師会	114	23	65	0	0	202
秩父都市医師会	72	29	13	0	0	114
本庄市児玉郡医師会	77	30	38	0	0	145
深谷寄居医師会	94	39	56	1	0	190
北埼玉医師会	71	28	21	0	0	120
南埼玉郡市医師会	140	51	71	0	0	262
越谷市医師会	141	53	193	51	41	479
春日部市医師会	104	33	95	0	1	233
岩槻医師会	49	31	38	0	0	118
北葛北部医師会	44	12	18	0	0	74
吉川松伏医師会	38	4	30	0	0	72
三郷市医師会	58	13	32	0	0	103
埼玉医科大学医師会	4	15	193	0	4	216
防衛医科大学校医師会	1	14	19	1	0	35
＊＊＊ 総計 ＊＊＊	3,536	1,031	2,337	101	163	7,168
前月比	-3	-5	-4	2	0	-10

【埼玉県医師会会員区分】

{ A会員:日本医師会A1
 B会員:日本医師会A2B・B
 B特会員:日本医師会A2B・B【大学医師会会員】
 C会員:日本医師会A2C・C

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令4.9.1 ~ 令9.30

令和4年10月1日報告

No.1

日本医師会用

年月日	変更区分	変更事由1	変更事由3	変更事由5	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号	FAX番号	備考
所属医師会	会員種別	変更事由2	変更事由4	変更事由6								
浦和医師会	異動	その他の項目			皮膚科	ムカイノフヤ 向井伸哉	330-0073	さいたま市浦和区元町1-7-9	向井医院	048-886-8093 048-886-8093	文書送付先	
	→ A1											
川口市医師会	退会	退職			整外	バラテツヤ 原哲也	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	B → 退会											
川口市医師会	退会	退職			呼内	タケモアツ川 竹本洋紀	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	B → 退会											
川口市医師会	入会				整外	ナガチリキ 仲地紀樹	333-0861	川口市柳崎3-7-24	医)青木会 青木中央クリニック	048-260-1211 048-260-1212		
	→ B											
川口市医師会	異動	会員区分変更	転居		内	シユウカラテル 周東徳輝	333-0801	川口市東川口4-19-12	一医)社団 周東医院	048-294-6677 048-294-7880		
	A1 → B	現住所変更	廢業B		循内	小						
川口市医師会	入会				内	ホシナトシキ 保科俊之	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	→ B											
川口市医師会	入会				循内	ヤマノハタツ 山入端立志	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	→ B											
川口市医師会	退会	退職			外	ツツミジン 堤純	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	B → 退会											
川口市医師会	異動	その他の項目			内	ヤシマカスヒト 矢島和人	334-0005	川口市里372 メディカルガーデン川口2階	医)社団白百合会 やじまとータルケアクリニック	048-290-8150 048-290-8156		
	→ A1	法人化			外							
川口市医師会	入会				産婦	シラリユウイ 白取優一	332-0021	川口市西川口1-26-4 上新建業ビル3F	一医)藤祐会 ソフィア祐子レディースクリニック	048-253-7877 048-253-7886		
	→ B											
川口市医師会	退会	死亡			産婦	イカミケイ子 伊神恵一	332-0017	川口市栄町1-12-21 シティデュオタワー201	伊神産婦人科クリニック	048-258-0201 048-258-0201		
	B → 退会											
川口市医師会	退会	退職			外	タカヤマスミオ 高山澄夫	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	B → 退会											
川口市医師会	退会	医師会の異動			内	シモガワラリコ 下河原理佐子	334-0063	川口市東本郷2026	医)社団大成会 武南病院	048-284-2811 048-284-2522	東京都へ	
	B → 退会				外							
川口市医師会	退会	退職			循内	サノヨシミ 佐野芳史	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	B → 退会				消外							
川口市医師会	入会				耳	ハセガワマサヨ 長谷川雅容	333-0869	川口市芝宮根町1-13	医)峯誠会 みねぎし耳鼻咽喉科クリニック	048-264-3387 048-264-4133		
	→ A2B											
川口市医師会	入会				腎内	ヤリタミキ 遺田美貴	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	→ B											
川口市医師会	入会				外	エシタユキツナ 江下恒統	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	→ B											
川口市医師会	入会				整外	イサカリロ 岩浅徳洋	333-0847	川口市芝中田2-48-6	医)健仁会 益子病院	048-267-2211 048-267-8647		
	→ B											
川口市医師会	異動	施設異動			内	スギタタカシ 相田隆	333-0811	川口市戸塚3-34-13 ハッピー＆アップル1F	医)健仁会 すきた内科クリニック	048-294-0032 048-294-0032		
	→ A1	廃業			循内							
川口市医師会	異動	施設異動			内	カワシマアツシ 川嶋淳	333-0802	川口市戸塚1-18-6	医)社団信和会 川嶋医院	048-295-0511 048-295-5895	文書送付先	
	→ A1	その他の項目			外							
川口市医師会	入会				内	タクシマナルオ 桑島成央	331-0812	さいたま市北区宮原町2-103-30	医)社団三世会 さいたま北クリニック	048-662-9615 048-662-9616		
	→ A1											
大宮医師会	異動	現住所変更			眼	ワタナベマキコ 渡邉真紀子	331-0074	さいたま市西区宝来1722-3	医)桜真会 指扇駅前はやし眼科クリニック	048-673-0020 048-673-0020	FAX番号	
	→ A1	その他の項目										
川越市医師会	退会	死亡			内	サトウハルコ 佐藤治邦	350-1123	川越市駒田本町11-23	一医)財団春桂会 内科川越西口診療所	049-244-0677 049-244-0559		
	A2B → 退会											
川越市医師会	退会	退職			循内	ナカバラヒテオ 中原英男	350-1175	川越市笠幡3724-6	医)社団誠弘会 池袋病院	049-231-1552 049-233-2075		
	B → 退会											
熊谷市医師会	退会	退職			脳外	アベケイ子 阿部圭市	360-0013	熊谷市中西4-5-1	社医)	048-521-0065		
	B → 退会											
熊谷市医師会	退会	廃業			産婦	シライマサト 白石眞人	360-0014	熊谷市箱田6-4-4	医)隆会	048-521-7266		
	A2B → 退会											
熊谷市医師会	退会	医師会の異動			外	カバヤシカズヒロ 高林一浩	359-1141	所沢市小手指町1-3-3	くまがやレディースクリニック	048-526-4095		
	A2B → 退会				消外							
所沢市医師会	退会	医師会の異動							所沢肛門病院	04-2926-7521	長野県へ	
	A2B → 退会									04-2925-1566		

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令4.9.1 ~ 令9.30

令和4年10月1日報告

No.2

日本医師会用

年月日	変更区分	変更事由1	変更事由3	変更事由5	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号	FAX番号	備考
所属医師会	会員種別	変更事由2	変更事由4	変更事由6								
4/8/1	異動	施設異動			耳	サカゲチユウスケ	359-1144	所沢市西所沢1-23-3	医)社団恵養会	04-2902-6792		
所沢市医師会	→ A1	休業				坂口 雄介			坂口耳鼻咽喉科	04-2902-6981		
4/8/21	異動	施設開業	退職		婦	トウ アオ						
所沢市医師会	→ B	施設異動				須藤 敦夫						
4/8/31	退会	医師会の異動			内 糖内	キタムラ アヤコ	359-1114	所沢市北有楽町24-5	医)勇雄会	04-2928-3636	朝霞地区	
所沢市医師会	A2B → 退会					喜多村 紋子			岩下悦郎消化器内科クリニック	04-2928-3565	~	
4/9/5	異動	その他の項目			内 消内	タケウチ アキヒコ	359-1143	所沢市宮本町2-26-16	宮本町内科クリニック	04-2903-1088	FAX番号	
所沢市医師会	→ A1				循内	竹内 昭彦			医)久良会	04-2929-8866		
4/9/15	異動	現住所変更			内 循内	ヤマサキ アオ	359-1141	所沢市小手指町1-11-4	やまさき内科クリニック	04-2929-8865		
所沢市医師会	→ A1					山崎 哲郎						
4/11/1	異動	会員区分変更			内 循内	ナガサワ マサキ	359-1147	所沢市小手指元町2-29-21	ながさわ内科	04-2947-2001		
所沢市医師会	A1 → B	廃業B				長澤 正樹			医)社団東光会	04-2947-2005		
4/9/1	入会				研修	ナリヨ めみ	335-0023	戸田市本町1-19-3	戸田中央総合病院	048-442-1111		
蕨戸田市医師会	→ A2C					成清 恵			医)社団東光会	048-442-1115		
4/9/1	入会				研修	ゾウガ ヒミ	335-0023	戸田市本町1-19-3	戸田中央総合病院	048-442-1115		
蕨戸田市医師会	→ A2C					造賀 浩美			医)社団東光会	048-442-1111		
4/9/1	異動	施設異動			精	ムウ フクヤス	335-0023	戸田市本町1-19-3	戸田中央総合病院	048-442-1115		
蕨戸田市医師会	→ B	現住所変更				武藤 福保			医)社団東光会	048-442-1111		
4/7/31	退会	その他			内 呼内	ヨネダ コウイチ	364-0006	北本市北本1-51	医)慶聴会	048-577-7048		
北足立都市医師会	A2B → 退会				他	米田 錠一郎			矢澤クリニック北本	048-577-7047		
4/9/1	入会				整外	アドズ ヨリト	362-0806	北足立郡伊奈町小室9419	医)社団愛友会	048-721-3692		
北足立都市医師会	→ B					穴水 依人			伊奈病院	048-722-9983		
4/9/1	退会	死亡			内 外	ヨシザキ カナオ	364-0006	北本市北本2-187		048-591-4477		
北足立都市医師会	B → 退会				皮 涩	吉崎 孝尚			吉崎医院	048-591-4477		
4/9/9	異動	その他の項目			消内 外	ムラシコ サタアキ	369-0115	鴻巣市吹上本町1-4-13	医)MSAエクセス	048-548-0048	診療科目	
北足立都市医師会	→ A1				肛 麻	村越 貞昭			村越外科・胃腸科・肛門科	048-549-1300		
4/9/9	異動	その他の項目			整外 リハ	オツチ ケイシケ	369-0115	鴻巣市吹上本町1-4-13	医)MSAエクセス	048-548-0048	診療科目	
北足立都市医師会	→ A2B					恩地 圭典			村越外科・胃腸科・肛門科	048-549-1300		
4/9/9	異動	その他の項目			内 脳内	ナツリ カズバ	369-0115	鴻巣市吹上本町1-4-13	医)MSAエクセス	048-548-0048	診療科目	
北足立都市医師会	→ A2B					南里 和紀			村越外科・胃腸科・肛門科	048-549-1300		
4/8/29	退会	死亡			消内	トウトシオ	362-0037	上尾市上町2-13-3	一医)啓生会	048-771-6553		
上尾市医師会	B → 退会					伊藤 敏夫			上尾胃腸科外科医院	048-771-7157		
4/9/30	退会	医師会の異動			脳内	アライ アキ	362-8567	上尾市西貝塚148-1		048-781-2222	熊谷市へ	
上尾市医師会	A2B → 退会					新井 亜希			埼玉県総合リハビリテーションセンター	048-781-1552		
4/9/1	異動	その他の項目			内 小	マルヤマ センジロウ	340-0801	八潮市八條1567	医)社団ケアコミ	048-996-6501		
草加八潮医師会	→ A1	名称変更			皮 リハ	丸山 善治郎			あい小児科クリニック	048-996-6501		
4/9/16	退会	退職			内 麻	ヤギ カオリ	340-0013	草加市松江2-3-26	医)眞幸会	048-935-4838		
草加八潮医師会	A2B → 退会					八木 翠			草加松原整形外科医院	048-935-5166		
4/8/24	異動	現住所変更			皮	タキ ゼンジロウ	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2		048-601-2200		
さいたま市与野医師会	→ B	転居				玉城 善史郎			埼玉県立小児医療センター	048-601-2201		
4/1/27	異動	現住所変更			耳	オガワ アキラ	358-0054	入間市野田435-1	一医)社団新晴会	04-2932-3344		
入間地区医師会	→ A1	転居				小川 明			小川耳鼻咽喉科気管食道科医院	04-2932-6633		
4/7/31	退会	退職			内 外	ナカムラ カジト	357-0016	飯能市下加治137-2	医)靖和会	042-974-2311		
飯能地区医師会	B → 退会					中村 勝人			飯能靖和病院	042-974-2316		
4/6/30	退会	退職			消外	ヒロオカ ユウ	354-0041	入間郡三芳町藤久保974-3	医)社団明芳会	049-258-2323		
東入間医師会	B → 退会					平岡 優			イムス三芳総合病院	049-259-2169		
4/9/8	異動	現住所変更			整外	フチオカ ミユキ	356-0050	ふじみ野市ふじみ野1-4-16-205	一医)社団絢佑会	049-263-8200		
東入間医師会	→ A1	転居				渕岡 道行			ふちおか整形外科	049-263-8606		
4/9/14	異動	その他の項目			産婦	オガワ ヒロス	350-0233	坂戸市南町24-15	医)善淳会	049-281-2637	メールアドレス	
坂戸鶴ヶ島医師会	→ A1					小川 博和			小川産婦人科・小児科	049-289-5941		
4/9/16	異動	現住所変更			アレ 小	オガワ シュンイチ	350-2213	鶴ヶ島市脚折1864-7	一医)社団公仁会	049-285-0179		
坂戸鶴ヶ島医師会	→ A1	転居				小川 俊一			鶴ヶ島医院	049-287-7413		
4/8/31	退会	退職			内	ナガシマ ジュン	350-1307	狭山市祇園17-2	医)社団	04-2958-6111		
狭山市医師会	B → 退会					中條 潤			入間川病院	04-2956-4949		

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令4.9.1 ~ 令9.30

令和4年10月1日報告

No.3

日本医師会用

年月日	変更区分	変更事由1	変更事由3	変更事由5	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号	FAX番号	備考
所属医師会	会員種別	変更事由2	変更事由4	変更事由6								
4/9/1	入会				内 消内	マツモト アツシ 松本淳	350-1307	狭山市祇園17-2	医)社団	04-2958-6111		
狭山市医師会	→ B								入間川病院	04-2956-4949		
4/9/1	異動	その他の項目			内 消内	ハリセ カスオ 初瀬 一夫	350-1320	狭山市広瀬東3-14-3	医)社団グロリア会	04-2953-5522		文書送付先
狭山市医師会	→ B								前田病院	04-2952-9206		
4/7/31	退会	退職			整外	カラサワ シゲオ 唐沢 重雄	355-0072	東松山市大字石橋1721	医)	0493-23-1221		
比企医師会	A2B → 退会								埼玉成恵会病院	0493-23-1220		
4/8/1	異動	施設異動	休業		眼	ヤマザキ ヒデキ 山崎 秀樹	355-0015	東松山市本町1-1-10	医)	0493-23-0624		
比企医師会	A1 → A2B	会員区分変更							東松山眼科	0493-53-4014		
4/9/16	異動	現住所変更			小	ナカムラ サヨリ 中村 小百合	355-0005	東松山市大字松山1496	医)社団シャローム	0493-25-2979		
比企医師会	→ B	転居							シャローム病院	0493-25-2723		
3/8/3	退会	死亡			整外	かう ヒロシ 加藤 浩	368-0046	秩父市宮ノ側町12-12	加藤クリニック	0494-24-3229		
秩父都市医師会	A1 → 退会									0494-25-7500		
4/8/20	退会	死亡			内 小	カラバヤシ ミオ 倉林 道男	369-1305	秩父郡長瀬町長瀬1355-2	医)	0494-66-0387		
秩父都市医師会	A1 → 退会				産 婦				倉林医院	0494-66-0903		
4/8/30	退会	死亡			内 リウ	ホンマ シュウイチ 本間 修一	368-0105	秩父郡小鹿野町小鹿野399-2	本間医院	0494-75-0020		
秩父都市医師会	A2B → 退会				小					0494-75-1117		
4/8/19	異動	その他の項目			内 呼内	イイヅカ アキオ 飯塚 明男	367-0046	本庄市栄1-1-33	医)博明会	0495-24-6311		
木庄市児玉郡医師会	→ A1				消内 循内				飯塚内科産婦人科	0495-22-3125		
4/9/1	異動	施設所在地変更			内 消内	アサミ ヒサオ 浅見 寿夫	369-1244	深谷市黒田374	医)彩寿会	048-584-5565		
深谷寄居医師会	→ A1	移転							あさみ医院	048-584-6078		
4/8/1	入会				内 腎内	イワタニ ヨウスケ 岩谷 洋介	346-0007	久喜市久喜北2-8-5	医)如月会	0480-25-1151		
南埼玉都市医師会	→ A2B								久喜クリニック	0480-25-1152		
4/9/1	入会				循外 腎内	ムライ ノリユキ 村井 則之	349-0123	蓮田市本町3-17	医)社団愛友会	048-764-6411		
南埼玉都市医師会	→ A2B								蓮田一心会病院	048-764-1717		
4/8/29	異動	現住所変更			脳外	ソウタ アキラ 角田 朗	343-0931	越谷市伊原1-4-52	蒲生天神橋クリニック	048-961-7800		
越谷市医師会	→ B									048-961-8122		
4/7/11	退会	その他			内 消内	オガサワラ エイジ 小笠原 英治	344-0113	春日部市新宿新田319-2	一医)小笠原会	048-746-0088		
春日部市医師会	A2B → 退会				外				小笠原医院	048-746-8089		
4/7/31	退会	退職			内 消内	テラウチ イイオ 寺内 敏穂	344-0062	春日部市柏壁東1-7-17	医)社団八方会	048-812-7000		
春日部市医師会	A1 → 退会				糖内				柏壁東クリニック	048-812-7044		
4/8/1	入会				眼	ババ タカシ 馬場 賢	344-0116	春日部市大金496-14	一医)	048-718-0111		
春日部市医師会	→ A1								南桜井ばば眼科	048-812-5833		
4/8/1	入会				内 整外	ヨシダ ケンタロウ 吉田 健太郎	344-0062	春日部市柏壁東1-7-17	医)社団八方会	048-812-7000		
春日部市医師会	→ A1								柏壁東クリニック	048-812-7044		
4/8/1	入会				内 消内	ハタケガ マサヒロ 畠中 政博	344-0062	春日部市柏壁東1-7-17	医)社団八方会	048-812-7000		
春日部市医師会	→ B				小 外				柏壁東クリニック	048-812-7044		
4/8/1	入会				麻	かう ジッ 加藤 実	344-8588	春日部市中央6-7-1		048-735-1261		
春日部市医師会	→ B								春日部市立医療センター	048-734-2471		
4/9/1	入会				整外	ナガイ ヒミ 長井 仁美	344-0111	春日部市上金崎28	医)社団庄和会	048-746-3122		
春日部市医師会	→ B								庄和中央病院	048-745-1564		
4/9/1	異動	現住所変更			内 心内	ヨコタ シンコ 横田 仁子	344-0067	春日部市中央1-15-10		048-761-0201		
春日部市医師会	→ B	転居			循内				横田医院	048-761-0202		
4/8/1	入会				内	ヨシラカ カスヒテ 吉原 一秀	339-0057	さいたま市岩槻区本町3-2-5	医)慈正会	048-758-3891		
岩槻医師会	→ A2B								レインボークリニック	048-758-3893		
4/8/31	退会	退職			内 外	ヤマダ タダヨシ 山田 忠義	339-0009	さいたま市岩槻区慈恩寺75番地	医)社団医鳳会	048-793-2011		
岩槻医師会	B → 退会								さいたま岩槻病院	048-793-2012		
4/8/31	退会	その他			脳外	ヤナイ ヒロユキ 野内 宏之	339-0009	さいたま市岩槻区慈恩寺75番地	医)社団医鳳会	048-793-2011		
岩槻医師会	日 → 退会								さいたま岩槻病院	048-793-2012		
4/8/31	退会	その他			脳外	ホンダ ヨンコ 本多 良彦	339-0009	さいたま市岩槻区慈恩寺75番地	医)社団医鳳会	048-793-2011		
岩槻医師会	日 → 退会								さいたま岩槻病院	048-793-2012		
4/8/31	退会	その他			内 アレ	ムロサキ カエマサ 室崎 貴勝	345-0025	北葛飾郡杉戸町清地4-10-24	医)石州会	0480-37-2525		
岩槻医師会	日 → 退会				リウ					あけぼの内科リウマチ科クリニック	0480-37-2526	
4/8/29	異動	現住所変更			内 アレ	ムロサキ キヨコ 室崎 杏子	345-0025	北葛飾郡杉戸町清地4-10-24	医)石州会	0480-37-2525		
北葛北部医師会	→ A1	転居			リウ					あけぼの内科リウマチ科クリニック	0480-37-2526	
4/8/29	異動	現住所変更			リウ							
北葛北部医師会	→ A2B	転居										

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令4.9.1 ~ 令9.30

令和4年10月1日報告

No.4

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 会員区分変更	変更事由3 会員区分変更	変更事由5 会員区分変更	変更事由6 会員区分変更	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号	備考
											FAX番号	
北葛北部医師会	4/9/1 異動	会員区分変更	その他の項目	内	呼内	ノグチトシキ	340-0156	幸手市南2-4-9	一医)	0480-42-0123		
	A2B → A1	管理者交代	名称変更			野口 寿行			のぐち内科呼吸器内科クリニック	0480-42-0827		
北葛北部医師会	4/9/1 異動	会員区分変更	その他の項目	内		ノグチトシカズ	340-0156	幸手市南2-4-9	一医)	0480-42-0123		
	A1 → A2B	管理者交代	名称変更			野口 寿一			のぐち内科呼吸器内科クリニック	0480-42-0827		
吉川松伏医師会	4/7/31 退会	退職		内	糖内	ヤマカワ ハルシゲ	342-0056	吉川市平沼111	医)社団協友会	048-982-8311		
	B → 退会					山川 晴重			吉川中央総合病院	048-981-2062		
三郷市医師会	4/4/1 異動	現住所変更 → B		眼	耳	ムダタコリ	341-0037	三郷市高州1-181-2	むらした耳鼻咽喉科	048-948-3387		
		転居				村下 裕理				048-948-3390		
三郷市医師会	4/7/31 退会	退職		消内		マシマ ソウイチ	341-0035	三郷市鷺野4-494-1	医)財団健和会	048-955-7171		
	B → 退会					間嶋 壮一郎			みさと健和病院	048-955-5120		
三郷市医師会	4/8/1 入会			内		イイスマ ナナエ	341-0035	三郷市鷺野4-494-1	医)財団健和会	048-955-7171		
	→ B					飯沼 奈々絵			みさと健和病院	048-955-5120		

『クレーム対応費用保険』のご案内

クレーム対応費用保険は費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。

〈こんな経験はありませんか？〉

- 待ち時間が長いと患者から土下座・金銭等を要求された
- 患者から暴行を受けた
- 処方された薬が効かなかつたと主張し金銭の要求をされた
- 患者が「注射してくれるまで帰らない」と診療室で仰向けになり、次の患者の診察ができなくなった
- ありもしないことをネットに書き込まれた
- 看護師や事務員が抱きつかれるなどの行為をうけた

過大な要望への対応やトラブルの未然防止・早期円満解決を図るために、事業者が迅速かつ適切な対応を行うことを支援する、無料相談サービスを付帯した『クレーム対応費用保険』をご案内いたします。

クレーム行為^(※)により診療が阻害されたら…

① クレーム対応に関する無料相談サービス 【クレームコンシェル】の提供

専用のフリーダイヤルは加入後にお知らせいたします。

② 弁護士委任した場合の費用補償 で解決をサポートいたします。

(※)この保険におけるクレーム行為の定義

記名被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。

申込締切日

2022年11月11日(金)

保険期間

2022年12月1日 午後4時から 2023年12月1日 午後4時まで

埼玉県医師会
引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

クレーム対応費用保険の概要

●クレーム対応費用保険の特長

その1

クレーム対応に関する専門相談窓口へ、無料相談が可能！

その2

専門相談窓口が当事者間での解決困難と判断した事案は、
弁護士費用を補償！

クレームコンシェルが当事者間での解決困難と判断した事案の弁護士費用を補償します。
日弁連リーガル・アクセス・センターを通じ弁護士を紹介することも可能です。

●この保険にご加入いただける方は・・・

- ・埼玉県医師会の会員

●無料相談対象者、弁護士費用の被保険者は・・・

- ・埼玉県医師会の会員
- ・埼玉県医師会の会員が開設する医療機関の役員、使用人およびその業務の補助者
- ・埼玉県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設の役員、
使用人およびその業務の補助者

●対象となるクレーム行為とは・・・

被保険者に対して、行われる下記の行為

- ・暴行
- ・脅迫
- ・強要
- ・威力
- ・セクシャルハラスメント
- ・不退去
- ・偽計、風説の流布

●お支払いする弁護士費用は・・・

相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、
その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要
な費用

※日当、顧問料は含まれません。

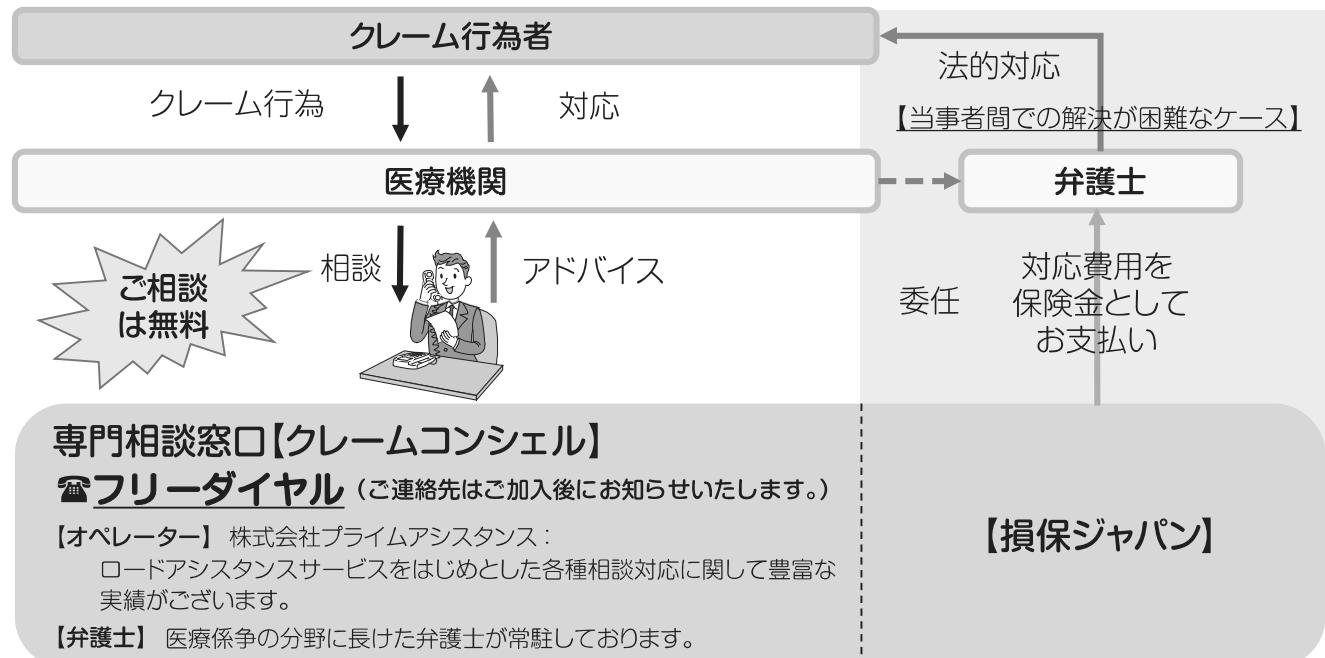
●保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

以下の事由により発生した費用はお支払いできません。

- ①保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ③次のアまたはイに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
 - ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
 - イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でアに掲げる者以外の者
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑧クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害
- ⑨クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害
- ⑩医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害
- ⑪美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害
- ⑫所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。）が遂行した医療によって
生じた損害

クレーム対応費用保険の概要(続き)

もし、クレーム行為に遭ったら・・・



STEP
1

専門家に相談！

- 対象のクレームが発生した場合、専門相談窓口にご相談ください。
- クレーム応対のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。

注意

- クレームコンシェル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をさせていただきます。したがって、個別具体的な法的な助言は行っておりません。
- クレームコンシェル内弁護士とのご相談時間は15分までとさせていただきます。
- 保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険での対応となる相談は対象外です。
- 医療事故等の場合は、医師賠償責任保険のご加入窓口にご連絡をお願いします。

STEP
2

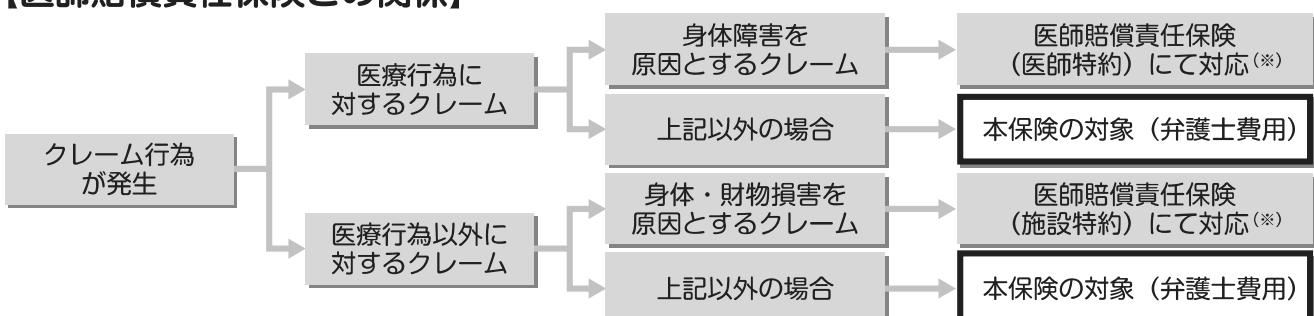
弁護士に対応依頼！

- 専門相談窓口が当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
- 弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。

注意

- 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、専門相談窓口に支援を要請し、保険会社が承諾した場合のみとなります。

【医師賠償責任保険との関係】



(※) 医師賠償責任保険の対象となるクレーム・事故につきましては、ご所属の医師会にご連絡ください。

クレーム対応費用保険の概要（続き）

●想定される主なクレーム事例

診療に関するもの	待ち時間に関するもの
◆患者が「注射してくれるまで帰らない」と診察室で仰向けになり、次の患者が入れない状況になった。 <不退去罪>	◆待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、受付カウンター越しに職員の肩をつかんで罵倒した。 <威力業務妨害>
診断書に関するもの	セクハラ・ストーカーに関するもの
◆医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、毎日診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けた。 <威力業務妨害>	◆看護師や事務職員に待合室や廊下などですれ違い時に抱きつく等、問題行動が再三続けられた。 <公然わいせつ罪>
その他	
◆他の患者の前で「ヤブ医者だ」と罵倒された。インターネットで書き込みされ風評被害が発生した。 <侮辱罪>	

●保険金額と年間保険料

保険金額（※）		自己負担額	縮小支払割合	年間保険料（一括払）					
1事故	期間中			診療所（注）	病院（注）				
					100床未満	100床以上～500床未満	500床以上		
100万円	300万円	1万円	90%	20,000円	80,000円	100,000円	120,000円		

（※）お支払いする弁護士費用の支払い限度額。

（注）1施設あたりの保険料です。

お支払いする保険金 = (弁護士からの請求費用 - 自己負担額1万円) × 90%

※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

●お申込み方法

①（新規ご加入の場合）

加入依頼書に必要事項をご記入の上、埼玉県医師会へご返送または、FAXにてお申込みください。
【FAX番号】048-822-8515

（継続の場合）

病院区分や代表者名等、変更があれば、加入依頼書を訂正のうえ、提出ください。訂正がなければ加入依頼書のご提出は不要です。

② 下記 振込先に保険料をお振込みください。

埼玉りそな銀行 さいたま営業部 普通預金 0052397 一般社団法人 埼玉県医師会

締切日 2022年11月11日（金）

※左記締切日までに加入依頼書のご提出と保険料の振込みをお願いいたします。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。
保険契約者	一般社団法人埼玉県医師会
保険期間	2022年12月1日 午後4時から 2023年12月1日 午後4時までとなります。
申込締切日	2022年11月11日(金)
引受条件 (保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件 (保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	埼玉県医師会の会員
被保険者	・埼玉県医師会の会員 ・埼玉県医師会の会員が開設する医療機関の役員、使用人およびその業務の補助者 ・埼玉県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設の役員、使用人およびその業務の補助者
ご加入方法	添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、FAXにて埼玉県医師会へお申込みください。保険料は、ご指定の口座へのお振込みとなります。(一括払)
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2023年12月1日 午後4時までとなります。 保険料のお支払方法については別途ご案内します。
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の埼玉県医師会までご連絡ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険金を支払う損害は、被保険者が第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し損保ジャパンが承認した場合にかぎり保険金を支払います。</p> <p>弁護士費用 被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含まれません。</p>	<p>次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>①保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合</p> <p>②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合</p> <p>③次のアまたはイに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。 ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人 イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でアに掲げる者以外の者</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>⑦被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>⑧クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害</p> <p>⑨クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害</p> <p>⑩医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害</p> <p>⑪美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害</p> <p>⑫所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。)が遂行した医療によって生じた損害</p> <p>など</p>

用語のご説明

用語	用語の定義
クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
訴訟費用	調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

●告知義務（ご契約締結における注意事項）

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
 ○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
 (1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
 <告知事項>

加入依頼書の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

●通知義務（ご契約締結における注意事項）

- (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ^(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書の記載事項の変更

<例>保険金額等ご契約内容を変更される場合 など

(※)加入依頼書に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者（ご加入者）の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

- (4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- この保険契約では、この保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター】

ナビダイヤル 0570-022808 <通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運営を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険金をご請求いただく際の留意点

万一、保険金請求事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかつた場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - ・事故発生の日時、場所、事故の状況、
2. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
3. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
4. 上記の1.～3.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
(※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤事故の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	弁護士委任状	弁護士に対応を依頼した際の委任状

（注1）事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求であります。

●保険金請求事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110

＜受付時間＞平日／午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます）/ 24時間

※上記以外受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。



問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店

埼玉メディカル（埼玉県医師会）

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-5-1
TEL:048-823-9230 FAX:048-822-8515
受付時間:平日の午前9時から午後5時まで

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 埼玉中央支店 法人支社

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1 損保ジャパン大宮第二ビル5階
TEL:048-648-6010 FAX:048-648-6011
受付時間:平日の午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

- ※ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ※ このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
- 必要に応じて、団体までご請求いただかく、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ※ 加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

鹿嶋常任

埼医業Ⅱ第1069号
令和4年9月5日

郡市・大学医師会長 殿
(地域包括ケアシステム担当理事)

埼玉県医師会長 金井忠男
〔担当副会長 廣澤信作
担当常任理事 鹿嶋広久〕

令和4年度「埼玉県医師会 在宅医療塾 第5回」の 会場参加者のとりまとめについて(依頼)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本医療塾につきましては、参加者取りまとめについて、ご協力をいただいており感謝いたします。

今般、第5回の会場参加者のとりまとめについて、再度ご協力賜りたくお願ひいたします。

つきましては、第5回(11/10および12/1)の参加希望(各日1都市医師会につき1名)をお取りまとめいただき、別紙「受講申込用紙」にて10月21日(金)までに埼玉県医師会業務Ⅱ課あてメールにてご回答くださいますようお願い申し上げます。※回答用紙(Excel)は別途メールでもお送りします。

なお、WEB配信も同時に行います。参加希望の先生がいらっしゃいましたら、「埼玉県医師会在宅医療塾 専用HP」から各自個別でのお申込となる旨、ご案内くださるよう、併せてお願ひいたします。

記

1. 日時、対象、内容:別紙要綱、研修内容のとおり

2. 費用:無料

3. 申込み:

●会場受講:都市医師会にて参加取りまとめ。

スキルアップコース(第5回)はベーシックコース(第1回~4回)(過年度でも可)を受講した会員医師を対象として、各回1都市につき1名程度。

受講不可の場合のみ、後日都市医師会にご連絡いたします。

都市医師会を通じてお申し込みいただく事前申込制。事前申込のない方は受講できません。(当日の直接申込不可)

●WEB受講:各自で、埼玉県医師会在宅医療塾WEBサイトの受付フォームにてご登録ください。(都市医師会経由ではありません。会員、非会員は問いません。医療関係者はどなたでも受講可。) 詳細は別紙開催要綱をご覧ください。

担当:埼玉県医師会 業務Ⅱ課 (森田)

TEL: 048-824-2611

FAX: 048-822-8515

E-mail: morita@office.saitama.med.or.jp

開催要綱

令和4年度 埼玉県医師会在宅医療塾

1. 目的	<p>在宅医療分野への参入を検討している医師を対象に、在宅医療を実施するために必要な知識の習得を目的とした研修会で、在宅医療を担う医師の裾野を広げ、埼玉県の在宅医療提供体制の充実を図ることを目標としています。</p>
2. 主催	一般社団法人 埼玉県医師会 ※埼玉県委託事業
3. 開催日	<p><ベーシックコース></p> <p>① 令和4年 6月 2日(木) 18:00~20:00 ② 令和4年 7月 7日(木) 18:00~20:00 ③ 令和4年 9月 1日(木) 18:00~20:00 ④ 令和4年10月 6日(木) 18:00~20:00</p> <p><スキルアップコース> 2日間とも同内容です。</p> <p>⑤-1 令和4年11月10日(木) 18:00~20:00 ⑤-2 令和4年12月 1日(木) 18:00~20:00</p>
4. 会場	①~④: 埼玉県県民健康センター2階大ホール 及び WEB (Zoom) ⑤: 埼玉県地域医療教育センター(埼玉県立小児医療センター南玄関側 8階) 及び WEB (Zoom)
5. 費用	無料
6. 対象者・定員	<p>◇①~④<ベーシックコース></p> <p>●会場参加: これから在宅医療分野へ新たに参入を検討している会員医師。非会員は不可。 1都市医師会2名まで推薦。 定員64名</p> <p>●WEB参加: 埼玉県医師会会員医師が管理者の医療機関に勤務する医師(非会員可能)および看護師・准看護師等、どなたでも参加可能。 定員100名</p> <p>◇⑤<スキルアップコース></p> <p>●会場参加: ベーシックコース(過年度受講でも可)を受講した会員医師。非会員は不可。 定員 各日32名</p> <p>●WEB参加: 埼玉県医師会会員医師が管理者の医療機関に勤務する医師(非会員可能)および看護師・准看護師等、どなたでも参加可能。 定員100名</p> <p>※5回の研修で1クールとなっていますが、1回のみの受講も可能です。</p>

7. 申込み方法	<p>●会場受講：所属の郡市医師会から推薦。1郡市につきベーシックコース（第1回～第4回）は1～2名程度、スキルアップコース（第5回）は各回1名程度。受講の可否は、郡市医師会を通してお知らせします。</p> <p>※郡市医師会を通じてお申し込みいただく事前申込制です。事前申込のない方は受講できません。（当日の直接申込不可）</p> <p>●WEB受講：各自、埼玉県医師会在宅医療塾WEBサイトの受付フォームにてご登録下さい。（郡市医師会経由ではありません。会員、非会員は問いません。医療関係者はどなたでも受講可。）</p> <p>URL : https://zaitaku.medical-meeting.jp/</p> <p>※埼玉県医師会のHPからもアクセスできます 埼玉県医師会HPトップページ>医療関係者さまへ>在宅医療塾</p> <p>※申込み締切りは開催日3日前です。</p> <p>※1人1メールアドレスで登録して下さい。参加URLが記載されたリマインダーメールが登録メールアドレスに送付されます。リマインダーメールは研修の1日前と1時間前に送付予定。</p>
8. 単位等	<p>日本医師会生涯教育講座です。受講された講義の単位等が認められます。</p> <p>※WEB受講の場合の単位の付与は、登録のメールアドレスおよび当日のログイン・ログアウト（出退）の記録により管理します。</p>
9. 修了証発行要件	<p>埼玉県医師会在宅医療塾ベーシックコース（過去開催分も含む）を3回以上受講し、なおかつ、スキルアップコースを対面で1回以上受講された会員医師に本年度の修了証を発行いたします。</p>
10. その他	<p>①受講者名簿は、会場受講・WEB受講、共に郡市医師会及び埼玉県医療整備課に提供されます。</p>

研修内容

令和4年度 埼玉県医師会在宅医療塾

回	開催日・場所 テーマ・内容
①	令和4年6月2日(木) 18:00~20:00 埼玉県県民健康センター2階大ホールおよびWEB テーマ「いまさら聞けない介護保険のキホンと今年度の診療報酬改定」 <ul style="list-style-type: none">・介護保険の基本のキホン・診療報酬改定(在宅医療関連を中心に)
②	令和4年7月7日(木) 18:00~20:00 埼玉県県民健康センター2階大ホールおよびWEB テーマ「移行期医療・神経難病の在宅医療」 <ul style="list-style-type: none">・「移行期医療に関して」・「神経難病の在宅医療」
③	令和4年9月1日(木) 18:00~20:00 埼玉県県民健康センター2階大ホールおよびWEB テーマ「コロナ禍における在宅医療」 <ul style="list-style-type: none">・コロナ禍における訪問診療の実際(仮)
④	令和4年10月6日(木) 18:00~20:00 埼玉県県民健康センター2階大ホールおよびWEB テーマ「緩和ケア、訪問診療におけるハラスメント対策について」 <ul style="list-style-type: none">・緩和ケアについて・訪問診療におけるハラスメント対策について
⑤	1回目:令和4年11月10日(木) 18:00~20:00 2回目:令和4年12月1日(木) 18:00~20:00 埼玉県地域医療教育センター(埼玉県立小児医療センター南玄関側8階) およびWEB テーマ「シミュレーター実習」 <ul style="list-style-type: none">・呼吸器・循環器・褥瘡の対応について

※詳しい内容は順次HPにupします。

【受講申込用紙】

令和4年度 埼玉県医師会在宅医療塾 (第5回分)への参加者について (会場参集の参加者)

- スキルアップコース● 各回木曜日、18:00～20:00

都市医師会名:

医師会

スキルアップコースの2回は同じ内容です。
どちらか1回にご参加ください。
1回の定員は32名です。

※医師会会員に限ります

No	氏名	所属医療機関	希望する研修に○を付けてください	
			スキルアップ1 11月10日 地域医療教育センター	スキルアップ2 12月1日 地域医療教育センター
例	埼玉 太郎	さいたま診療所	○	○
1				
2				
3				
4				

小室常任

集団的個別指導の実施について（医科）

関東信越厚生局・埼玉県

【日時及び場所】

第1回 令和4年10月17日（月）14時～15時30分

第2回 令和4年10月31日（月）14時～15時30分

第3回 令和4年11月1日（火）14時～15時30分

第4回 令和4年11月30日（水）14時～15時30分

場 所 さいたま新都心合同庁舎1号館 講堂
さいたま市中央区新都心2-1

照会等連絡先 関東信越厚生局 指導監査課（電話048-851-3060）

【対象】242保険医療機関（25病院・217診療所）

令和4年度集団的個別指導対象医療機関について

	令和4年度	令和元年度	増減
一般病院	20	15	5
精神病院	3	1	2
臨床研修病院等	2	2	0
内科(透析なし)	73	57	16
内科(在宅支援診療所)	34	29	5
内科(透析あり)	9	9	0
精神・神経科	13	5	8
小児科	9	10	-1
外科	9	6	3
整形外科	18	15	3
皮膚科	4	2	2
泌尿器科	2	2	0
産婦人科	5	6	-1
眼科	26	10	16
耳鼻咽喉科	15	9	6
合計	242	178	64



関厚発0916第17号

令和4年9月16日

一般社団法人 埼玉県医師会長様

関東信越厚生局長

関東信越厚生局及び埼玉県による集団的個別指導の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、下記のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団的個別指導を実施いたしますので、健康保険法第73条第2項（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条第2項の規定に基づき、貴会の立会い方よろしくお願い申し上げます。

記

1 日 時

令和4年10月17日（月） 14時から15時30分

令和4年10月31日（月） 14時から15時30分

令和4年11月1日（火） 14時から15時30分

令和4年11月30日（水） 14時から15時30分

2 場 所

さいたま新都心合同庁舎1号館講堂

3 対象医療機関

令和4年2月25日に開催された、関東信越厚生局指導監査課選定委員会において選定された「医科」246件のうちすでに廃止となった4件を除く242件

（照会等連絡先）

関東信越厚生局 指導監査課

〒330-9727

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟2階

電話 048-851-3060

小室常任

事務連絡
令和4年9月29日

埼玉県医師会長様

関東信越厚生局指導監査課長

改定に伴い経過措置が設けられた施設基準の届出について

平素は、社会保険医療の適正かつ円滑な運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、令和4年度診療報酬改定に伴い、令和4年9月までの経過措置が設けられた施設基準について、令和4年10月以降に引き続き算定する場合には、新たに届出が必要となります。

つきましては、別紙①の案内ハガキ「改定に伴い経過措置が設けられた施設基準について」を病院宛てに、別紙②の案内文書「改定に伴い経過措置が設けられた施設基準について」を対象の診療所宛てにそれぞれ送付し、周知を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

関東信越厚生局指導監査課

〒330-9727

さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎

検査棟2階

048-851-3060

郵便はがき

料金後納
郵便

改定に伴い経過措置が設けられた施設基準について

日頃より、医療保険制度の推進につきまして、ご協力をお賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和4年度診療報酬改定に伴い、令和4年9月までの経過措置が設けられた施設基準については、令和4年10月以降に引き続き算定する場合については、新たに届出が必要となります。（既に改定後の施設基準を満たした上で届出を行つている場合については届出は不要です。）
下記「関東信越厚生局HP」より該当する施設基準をご確認頂きご提出をお願いいたします。

届出様式についても、関東信越厚生局HPに掲載しておりますので、ダウソードの上、下記提出期限までに郵送等にてご提出頂きますようお願いいたします。

提出期限：令和4年10月14日（金）（必着）

なお、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）（令和2年8月31日事務連絡）」のとおりであり、ご留意願います。

【重要なお知らせ】

経過措置が設けられた施設基準の様式については、関東信越厚生局公式ホームページからダウソードの上、ご提出いただきますようお願いいたします。

（ご提出・お問い合わせ先）
関東信越厚生局 指導監査課
〒330-9727

さいたま市中央区新都心2-1
電話番号：048-851-3060

（別紙①）

＜ホームページのご案内＞
【関東信越厚生局公式ホームページ】
<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo-shido/r4kaitai-keikasochi.html>

上記アドレス又はトップページの「新着情報」一覧にある「令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」をクリックしてください。

※ 記載上の注意等につきましては、ホームページをご参考照ください。

令和4年9月29日

各保険医療機関 開設者様

関東信越厚生局指導監査課

改定に伴い経過措置が設けられた施設基準について

日頃より、医療保険制度の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和4年度診療報酬改定に伴い、令和4年9月までの経過措置が設けられた施設基準について、令和4年10月以降に引き続き算定する場合には、新たに届出が必要となります。(既に改定後の施設基準を満たした上で届出を行っている場合については届出は不要です。)

つきましては、別添の令和4年9月7日付事務連絡「令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」より該当する施設基準を確認いただき、下記提出期限までに届出書の提出をお願いいたします。

なお、届出様式については、関東信越厚生局ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、郵送等にて提出をお願いします。

記

1. 提出期限

令和4年10月14日（金）（必着）

2. 提出・お問い合わせ先

関東信越厚生局 指導監査課

〒330-9727

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟2階

電話番号：048-851-3060

3. ダウンロード先のご案内

関東信越厚生局ホームページ

関東信越厚生局 > 業務内容 > 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 > 令和4年度診療報酬改定について > 令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて
(https://kousei.kyoku.mhlw.go.jp/kantoshi/netsu/iryo_shido/r4kaitei-keikasochi.html)

- ※ インターネットが利用できない環境にある保険医療機関等につきましては、お問い合わせ先まで連絡いただければ用紙を送付いたします。
- ※ 既に届出されている場合は行き違いでご容赦ください。

事務連絡
令和4年9月7日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第3号）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第4号）により示しているところであるが、当該通知の第4表1及び表2に掲げる項目であって、その項目を令和4年10月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和4年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「8月31日事務連絡」という。）のとおりであり、留意されたい。

令和4年9月30日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和4年10月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項目	届出対象 (令和4年3月31において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式*
入院基本料	1	一般病棟用の直徳度、医療・看護必要度の施設基準 (注)ただし、令和4年3月31時点では、片可病床数200床以上400床未満の保険医療機関の急性期一般入院料の病棟であって、直徳度、医療・看護必要度1を用いて評価を行っている病棟を除く	令和4年3月31日時点では、急性期一般入院料1～5、7対1入院基本料(被扶、特定機能病院(一般病棟)、専門病院)、看護必要度加算(待合、専門)、認知入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は待合一般病棟入院料の注7を算出している病棟又は病室については、令和4年9月30日までの間に限り、「直徳度、医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとみなす。	一般病棟用の直徳度、医療・看護必要度の施設基準	別添7の様式10
	2	有床診療所入院基本料の注3に掲げる有床診療所所在患者支援病床初期加算	令和4年3月31日時点では、有床診療所入院基本料の届出を行っている医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、「適切な意思決定支援に適する指標を定めていること」の基準を満たしているものとみなす。	有床診療所入院基本料の注3に掲げる有床診療所所在患者支援病床初期加算	別添7の様式12の7
入院基本料等加算	3	障害者施設等入院基本料の注10に規定する夜間看護体制加算 急性期看護補助体制加算の注3に規定する夜間看護体制加算 看護職員夜間配置加算(看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1に限る) 看護補助加算の注3に規定する夜間看護体制加算 精神科救急急性期直徳度入院料の注5に規定する看護職員夜間配置加算 精神科救急・合併症入院料の注5に規定する看護職員夜間配置加算	令和4年3月31日時点では、夜間看護体制加算等に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、夜間における看護業務の負担軽減等に資する業務管理等に関する基準を満たしているものとする。	障害者施設等入院基本料の注10に規定する夜間看護体制加算 急性期看護補助体制加算の注3に規定する夜間看護体制加算 看護職員夜間配置加算(看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1に限る) 看護補助加算の注3に規定する夜間看護体制加算 精神科救急急性期直徳度入院料の注5に規定する看護職員夜間配置加算 精神科救急・合併症入院料の注5に規定する看護職員夜間配置加算	別添7の様式13の3
	4	急性期充実体制加算	院内迅速対応チームの構成員における所定の研修については、令和4年9月30日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。	急性期充実体制加算	別添7の様式14
	5	急性期充実体制加算	院内迅速対応チームに係る院内練習について、令和4年9月30日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。ただし、その場合であっても1回目を令和4年9月30日までの間に開催すること。	急性期充実体制加算	別添7の様式14
	6	病棟薬剤業務実施加算1(小児入院医療管理料(病棟単位で行うものに限る)の届出を行っているものに限る。)	令和4年3月31日時点において、現に病棟薬剤業務実施加算1の届出を行っている保険医療機関であって、小児入院医療管理料の届出を行っているものについては、令和4年9月30日までの間に限り、病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保険医療機関の全ての病棟に配置されているものとみなす。ただし、この場合であっても小児入院医療管理料を算定する病棟に病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が配置されていないときは、当該加算を算定できない。	病棟薬剤業務実施加算1	別添7の様式40の4
	7	入退院支援加算1	1の(4)に掲げる「通院医療機関」等の規定については、令和4年3月31日において割り入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなすものであること。	入退院支援加算1	別添7の様式40の9
	8	地域医療体制確保加算	令和4年3月31日時点では地域医療体制確保加算の届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成することに係る基準を満たしているものとする。	地域医療体制確保加算	別添7の様式40の16
	9	救命救急入院料2及び4における直徳度、医療・看護必要度の評価方法	令和4年3月31日時点では救命救急入院料の届出を行っている治療室にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の直徳度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	救命救急入院料2及び4	別添7の様式43
	10	特定集中治療室管理料における直徳度、医療・看護必要度の評価方法	令和4年3月31日時点では待合集中治療室管理料の届出を行っている治療室にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の直徳度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	特定集中治療室管理料	別添7の様式43
	11	特定集中治療管理料の注5に規定する早期栄養介入管理加算	令和4年3月31日時点では待合集中治療室管理料の注5に掲げる早期栄養介入管理加算の届出を行っている治療室にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、Bの(4)の基準を満たしているものとみなす。	特定集中治療室管理料の注5に規定する早期栄養介入管理加算	別添7の様式42の4
特定入院料	12	回復期リハビリテーション病棟入院料1～4	令和4年3月31日時点では、回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、「新規入院患者のうちの重症の患者の割合」に係る施設基準を満たしているものとする。	回復期リハビリテーション病棟入院料1～4	別添7の様式48の2、 様式49の3
	13	地域包括ケア病棟入院料(200床以上400床未満の医療機関に限る。)	令和4年3月31日時点では、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟を有するものについては、令和4年9月30日までの間に限り、直徳度の一般病棟から転換した患者の割合に係る施設基準を満たしているものとする。	地域包括ケア病棟入院料2または4	別添7の様式50

令和4年9月30日まで経過措置の施設基準

区分	項目	届出対象 (令和4年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き継ぎ算定する施設基準	届出が必要な様式
特定入院料	14	地域包括ケア病棟入院料	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料の届出を行っている病棟又は病室については、令和4年9月30日までの間に限り、自宅等から入院した患者割合、自宅等からの緊急患者の受け入れ、在宅医療等の実績及び在宅復帰率に係る施設基準を満たしているものとする。	地域包括ケア病棟入院料	別添7の様式50、様式50の2
	15	地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院医療管理料1又は2(100床以上の医療機関)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟又は病室については、令和4年9月30日までの間に限り、入退院支援加算1の届出を要さないことにする。	地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院医療管理料1又は2	別添7の様式50、様式50の2
	16	精神科救急急性期医療入院料の注5に規定する精神科救急医療体制加算1~3	令和4年3月31日において現に旧医療点数表の精神科救急入院料に係る届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、当該病棟における病床数が120床以下とすることについて要件を満たすものとみなす。	精神科救急医療体制加算1 精神科救急医療体制加算2 精神科救急医療体制加算3	都道府県等からの見意見書(未提出の場合)
	17	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	令和4年3月31日時点で、国復期リハビリテーション病棟入院料を届出を行っている病院(特定機能病院に限る。)については、令和4年9月30日までの間に限り、施設基準を満たしているものとする。	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	別添7の様式9、様式20、様式49、様式49の2、様式49の5 病棟の勤務実績表で看護職員の職種が確認できることの場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができる

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

令和4年9月30日まで経過措置の施設基準

令和4年10月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○特掲診療料

区分	項目	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式
医学管理料	18	がん患者指導管理料	令和4年3月31日時点で、がん患者指導管理料の届出を行っている医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、「意思決定支援に関する指針」に係る施設基準を満たしているものとする。	がん患者指導管理料	別添2の様式5の3
	19	一般不妊治療管理料	令和4年9月30日までの間に限り、医師の配置、診療実績及び生殖補助医療を実施する他の医療医療機関との連携に係る基準を満たしているものとする。	一般不妊治療管理料	別添2の様式6の11
	20	生殖補助医療管理料	令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている医療機関については、同年9月30日までの間に限り、医師の配置、真摯すべき施設・設備、安全管理等の医療機関の体制(生殖補助医療管理料における患者からの相談に対応する体制を除く。)に係る基準を満たしているものとする。	生殖補助医療管理料	別添2の様式6の12
	21	外来腫瘍化学療法診療料	令和4年3月31日時点で外来化学療法加算1又は2の届出を行っている医療機関については、令和4年9月30日までの間、専任の医師、看護師又は薬剤師が就労に専念1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を満たしているものとする。 また、令和4年3月31日時点で外来化学療法加算1又は2の届出を行っている医療機関については、やむを得ない理由等により院内に常時1人以上配置することが困難な場合であって、電話等による緊急の相談等に医師、看護師又は薬剤師が24時間対応できる連絡体制が整備され、患者に周知している場合においては、令和6年3月31日までの間に限り、外来腫瘍化学療法診療料2を届け出てもよいものとする。なお、その場合においては、令和4年10月1日以後の算定に当たり、別添2の様式36を用いて届出を行う必要があり、その際、院内に常時1人以上配置することが困難な理由を添えること。	外来腫瘍化学療法診療料	別添2の様式39
在宅	22	在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院	令和4年3月31日時点で、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っている医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、「意思決定支援に関する指針」に係る施設基準を満たしているものとする。	在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院	別添2の様式11、様式11の2
リハビリ	23	摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算1及び加算2	令和4年3月31日時点で「診療報酬の算定方法」の一部を改正する件(令和4年度改定前)の医療料点数表区分番号「H004」摂食機能療法の「注3に掲げる摂食嚥下支援加算の施設基準に係る届出を行っている医療機関においては、令和4年6月30日までの間に限り、摂食嚥下機能回復体制加算1及び加算2に係る摂食嚥下支援チームの基準の規定における「専任の嚥動言語聴覚士」について「専任の常勤言語聴覚士」であっても差し支えないこととする。また、摂食嚥下機能回復体制加算1の経口摂取回復率35%以上の基準を満たしているものとする。	摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算1及び加算2	【加算1】別添2の様式43の6、様式43の6の2、様式44の2 【加算2】別添2の様式43の6、様式44の2
手術	24	精巢内精子採取術	令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている医療機関については、同年9月30日までの間に限り、医師の配置、診療実績及び他の医療医療機関との連携に係る基準を満たしているものとする。	精巢内精子採取術	別添2の様式47の42
訪問	25	機能強化型訪問看護管理療養費	令和4年3月31日時点で、機能強化型訪問看護管理療養費1又は2の届出を行っている訪問看護ステーションについて。令和4年9月30日までの間に限り、「人材育成のための研修等」及び「訪問看護に関する情報提供又は相談」に係る基準を満たしているものとする。	機能強化型訪問看護管理療養費	別紙様式6

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

令和4年9月30日まで経過措置の施設基準

(参考)

令和4年10月1日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等

○基本診療料

区分	項目	対象 (令和4年3月31日において下記施設基準を 満出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準
初 再 診 料	1 機能強化加算	令和4年3月31日時点で機能強化加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、地域包括診療料2、地域包括診療料2、機能強化型以外の在宅医療支援診療所及び在宅医療支援病院における実績に係る基準、地域における保険・福祉・行政サービス等に係る対応を行っている常勤の医師を配置していることに係る基準、地域におけるかかりつけ医機能として対応を行っていることについて当該保険医療の見やすい場所及びホームページ等に掲示していることに係る基準、を満たしているものとする。	機能強化加算	
入 院 基 本 料	2 急性期一般入院料6	令和4年3月31日時点で現に急性期一般入院料6を届出している保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、引き続き令和4年度改定前の点数表により急性期一般入院料6を算定可とする。	急性期一般入院料6	
	3 療養病棟入院基本料	令和4年3月31日において現に療養病棟入院料1又は2に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、現状機能又は療養機能の回復に必要な体制が確保されているものとみなす。	療養病棟入院基本料	
	4 療養病棟入院基本料	令和4年3月31日において現に療養病棟入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、FIMの測定を行っているものとみなす。	療養病棟入院基本料	
入 院 基 本 料 加 算 不 料	5 重症患者初期支援充実加算	特に重篤な患者及びその家族に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスについて、開催が困難な場合にあっては、令和4年9月30までに開催予定であれば、差し支えないものとする。	重症患者初期支援充実加算	
	6 救命救急入院料1及び3における重症度、医療看護必要度の評価方法	令和4年3月31日時点で救命救急入院料の届出を行っている治療室にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	救命救急入院料1及び3	
特 定 入 院 料	7 脳卒中ケアユニット入院医療管理料における一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価方法	令和4年3月31日時点で脳卒中ケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治療室にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	
	8 地域包括ケア病棟入院料(療養病床に限る。)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、当該病棟又は病棟において、入院患者に占める、直宅等から入院したものの割合が6割以上であること・当該病棟又は病棟における直宅等からの緊急の入院患者の受け入れ人数が前3月間において30人以上であること・救急医療を行つにつき必要な体制が整備されていることの要件を満たしているものとする。	地域包括ケア病棟入院料(療養病床に限る。)	

○特種診療料

区分	項目	対象 (令和4年3月31日において下記施設基準を満出していた 保険医療機関等(令和4年4月に新たに割設された施設基 準含む。))	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準
医 学 管 理	9 こころの連携指導料(Ⅰ)	自家対策等に関する適切な研修を受講していない場合にあっては、令和4年9月30日までに受講予定であれば、差し支えないものとする。	こころの連携指導料(Ⅰ)	
リ ハ ビ リ	10 疾患別リハビリテーション料	令和4年9月30日までの間に限り、FIMの測定に係る要件を満たしていることとする。	疾患別リハビリテーション料	

小室常任

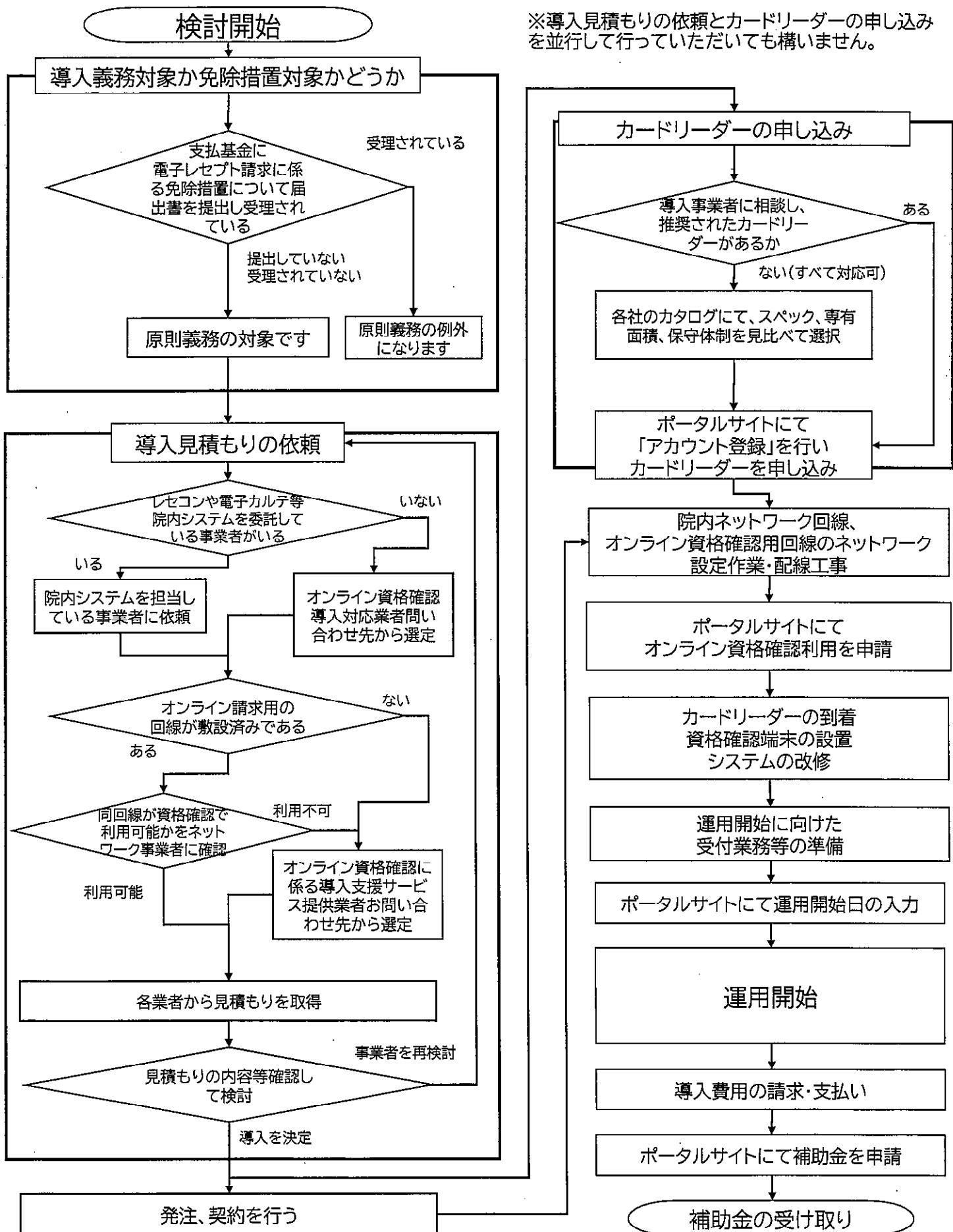
令和4年度 都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事 連絡協議会

日 時 令和4年9月8日 (木)
午後4時30分～6時30分
場 所 WEB方式での開催

次 第

1. 開 会
2. 会長挨拶 (日本医師会会長 松本 吉郎)
3. 来賓挨拶 (厚生労働副大臣 伊佐 進一)
4. 配布資料確認 (事務局)
5. 議 事
 - (1) 連絡協議会の趣旨とオンライン資格確認の原則義務化の経緯
(日本医師会常任理事 長島 公之)
 - (2) オンライン資格確認の現状と原則義務化に関する説明
(厚生労働省保険局医療介護連携政策課 水谷 忠由)
(厚生労働省保険局医療課 眞鍋 馨)
 - (3) オンライン資格確認導入促進と課題解決に向けた取り組み (協力依頼)
(日本医師会常任理事 長島 公之)
6. 協 議 【質疑応答】
7. 総 括 (日本医師会副会長 茂松 茂人)
8. 閉 会

オンライン資格確認導入に向けたフローチャート



関連サイト

- ・(事業者選定)オンライン資格確認導入対応業者問い合わせ先
- ・<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/top/docs/45eef7ac1f53aaf178019728d72b6e7b.pdf>
- ・(事業者選定)医療機関・薬局、システムベンダ等に対する「オンライン資格確認導入支援サービス」業者オンライン資格確認に係る導入支援サービス提供業者お問い合わせ先
- ・<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000703906.pdf>
- ・オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト(ポータルサイト)
- ・<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/>
- ・(ポータルサイト)顔認証付きカードリーダーカタログ
- ・<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/application/post-6.html>
- ・(ポータルサイト)顔認証付きカードリーダー申込(要アカウント)
- ・<https://shinsei.iryohokenjyoho-portsite.jp/pc/enquete/face/>
- ・(ポータルサイト)オンライン資格確認利用申請
- ・<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/application/post-4.html>
- ・(ポータルサイト)オンライン資格確認の運用開始入力
- ・<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/application/post-14.html>
- ・(ポータルサイト)オンライン資格確認関係補助金申請
- ・<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/application/post-2.html>

日医発第1014号(情シ)(保険)
令和4年8月30日

都道府県医師会
情報システム担当理事 殿
社会保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長島公之
(公印省略)

オンライン資格確認導入のための見積取得に関する会員への周知徹底のお願い

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。令和5年4月からのオンライン資格確認原則義務化に向けて、オンライン資格確認に必要な顔認証付きカードリーダー（以下、カードリーダー）をまだ申込んでいないすべての医療機関に対して、現在、厚生労働省から、早期のカードリーダー取得が依頼されているところです（現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関は、オンライン資格確認導入の原則義務化の例外となります。）。

つきましては、まだカードリーダーをお申込みされていないすべての医療機関の会員の先生方に、まずは早期に、お使いのレセコンや電子カルテ（以下、既存の院内システム）のシステム事業者に、オンライン資格確認導入のための見積作成を依頼いただきたいと考えております。

各医療機関がオンライン資格確認導入のための見積を取得し、自らの医療機関の状況を把握いただくとともに、その際に判明した問題点を日本医師会の相談窓口にお寄せいただくことが、オンライン資格確認の導入促進、課題解決による医療機関の負担軽減、「やむを得ない場合」の対応要望などのために、大いに役立ちます。是非、本発信文書の会員への周知徹底にご協力お願い申し上げます。

オンライン資格確認は、院内に設置する「カードリーダーを繋いだパソコン（資格確認端末）」と、社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）・国民健康保険中央会が運営するオンライン資格確認等システムをオンライン接続することで、患者の即時の保険資格確認という基本的な機能が利用できます。さらに、資格確認端末と既存の院内システムを連携することで、レセコンに患者の保険資格情報などを取り込むことや、患者同意の元に電子カルテで様々な医療情報を閲覧することができるようになり、システム導入のメリットを最大限享受できるようになります。

既存の院内システムとの連携については、それらの導入・保守を行っているシステム事業者に、対応作業を依頼いただくことになりますが、連携部分だけでなく、資格

確認端末の手配や回線との接続設定なども含め、オンライン資格確認対応を一括してその事業者に発注いただくことになるケースが多いと存じます。

カードリーダーは、5つのメーカーから機種がリリースされており、診療所は1台、病院は3台まで無償提供されますが、機種ごとに形状など、特徴に差があります。基本的には、どの機種であっても、各社の既存の院内システムと連携できるようになっていますが、システム事業者によっては、より相性のいい機種を推奨することもあるようです。

これらを踏まえ、見積を依頼される際には、特に以下の点についてご確認をお願いいたします。

- ・事業者としてオンライン資格確認導入作業に対応可能か（不可能な場合、対応可能な他の業者を紹介できるか）
- ・推奨するカードリーダーの機種があるかどうか（特にない場合は、医療機関側の好みで機種を選定ください）
- ・導入費用・保守費用の金額
- ・事前も含め、必要な作業の内容（医療機関側、業者側）
- ・運用開始までにかかる期間

システム事業者への確認により、カードリーダーの機種が選定できましたら、是非早期に、医療機関等向けポータルサイトから、カードリーダーの申込をいただきたく、お願いいいたします。

なお、ポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関に対しては、支払基金から8月10日付けで「オンライン資格確認 医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録のご案内について」が郵送されておりますので、そちらをご参照の上、ポータルサイトのアカウント登録とカードリーダー申込をお願いいたします。

【オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト】

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

補助金を受けるためには、令和4年12月末までにカードリーダーをお申し込みいただき、令和5年2月末までにシステム事業者と導入作業の契約を締結、同3月末までに運用開始いただく必要があります。

加えて、今回の原則義務化を受け、配送期間及び院内システム改修に必要な時間を踏まえ、従来、受注生産されてきたカードリーダーが事前生産されることとなり、ご希望の機種を入手いただくために、補助金要件よりも早いカードリーダー申込締切が提示されているところです（別添1参照）。1機種は10月30日、4機種は11月30日が申込締切とされていますが、在庫がある限りは、締切以降でも申込可能とのことです。

見積取得の結果、「地域に業者が見つからない」、「見積額が補助金上限額より高い」、「保守料が高い」、「導入に時間がかかる」、「適切なネットワーク回線が見つからない」など、導入に障害がある場合は、日本医師会の相談窓口に情報をお寄せください。

いただいた情報を厚生労働省やオンライン資格確認推進協議会（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会にて設立）と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行ってまいります。

また、収集した問題点から、医療機関には責任のない「やむを得ない場合」をまとめ、中医協附帯意見の「令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行う」際の根拠として活用させていただきます。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

オンライン資格確認の概要（原則義務化の内容、導入補助金、診療報酬上の加算など）につきましては、添付の令和4年8月18日付発信文書「オンライン資格確認の原則義務化の概要及び医療機関等向けオンライン説明会の開催について」をご参照ください。

なお、同文書でご案内した「医療機関等向けオンライン説明会」の録画映像がYouTubeで配信中です。オンライン資格確認の概要や、カードリーダーの各機種の特徴などもご紹介されていますので、是非ご視聴ください。

三師会・厚生労働省合同開催 オンライン資格確認の原則義務化に向けた医療機関・薬局向けオンライン説明会（録画映像と資料）

視聴 URL <https://youtu.be/1H3mhnEd-U8>

資料 URL <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/docs/onshigimuka.pdf>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非ともご協力を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

【別添資料】

- 令和4年8月18日付日医発第928号（情シ）（保険）「オンライン資格確認の原則義務化の概要及び医療機関等向けオンライン説明会の開催について」
- 別添1：顔認証付きカードリーダーとシステム事業者への申込みについて
- 別添2：製品比較表（2022/7/7現在）
(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-6.html>に掲載)

日医発第928号(情シ)(保険)
令和4年8月18日

都道府県医師会
情報システム担当理事 殿
社会保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長島公之
(公印省略)

オンライン資格確認の原則義務化の概要及び 医療機関等向けオンライン説明会の開催について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、令和5年4月から導入を原則として義務付けることに関し、令和4年8月10日、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）において、例外を含む原則義務化の内容や、オンライン資格確認導入医療機関における診療報酬上の加算の内容についての答申が取りまとめられました。また、同日の中医協では、医療情報化支援基金による導入補助金の拡充（病院の補助上限額の増額、診療所の補助上限額までの全額補助の復活）も公表されました。

日本医師会としては、オンライン資格確認について、「将来的に全ての医療機関にオンライン資格確認が導入されることで、全国の医療機関が安全に繋がる医療専用のネットワークが構築されることとなり、このネットワーク基盤の活用が、国民・患者への安全・安心で良質な医療提供に繋がる」と考えていることから、その推進、普及に協力する立場をとっております。今後、日本医師会として、国並びに各関係者と協力し、会員の先生方の導入を支援してまいります。また、今後、導入に関する情報を、隨時、文書、日医ニュース、ホームページ、説明動画、説明会など様々な媒体で提供していくとともに、導入に関する相談窓口を拡充いたします。

まずは、本文書にて、オンライン資格確認原則義務化の概要についてご説明すると共に、8月24日にオンライン資格確認推進協議会（日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会）と厚生労働省が合同で開催するオンライン説明会についてご案内申し上げます。

1. オンライン資格確認原則義務化の経過について

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付ける」との政府方針が示されました。これに基づき、中医協に対して、令和4年8月3日、「医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付

け及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱い」について諮詢がなされ、同 8 月 10 日に、例外を含む原則義務化の内容や、オンライン資格確認導入医療機関における診療報酬上の加算の内容についての答申が取りまとめられました（令和 4 年 8 月 10 日付日医発第 912 号（保険）「中医協答申書について（令和 4 年度診療報酬改定（看護の処遇改善）並びに医療 DX の基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて）」）。また、同日の中医協では、医療情報化支援基金による導入補助金の拡充（病院の補助上限額の増額、診療所の補助上限額までの全額補助の復活）も公表されました。

2. オンライン資格確認原則義務化の概要について

【原則義務化の内容】

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）等が改正され、令和 5 年 4 月 1 日以降、保険医療機関は、患者の受給資格を確認する際に、患者からマイナンバーカードを健康保険証として利用する（＝「マイナ保険証」による）オンライン資格確認による確認を求められた場合、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならず、そのために必要な体制を整備しなければならないことになります。

●義務化の例外

現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関は、オンライン資格確認導入の原則義務化の例外となります。

●導入の手続きのお願い

例外となる医療機関以外の医療機関におかれましては、コロナ禍への対応等、大変な状況の中、誠に恐縮ではございますが、来年 4 月の原則義務化に向けて、オンライン資格確認導入の手続きを進めていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

●やむを得ない場合の対応

世界的な半導体不足による機材調達の遅れや、システム事業者側の対応力の不足により発注しても導入が進まない等、導入における課題が多く存在していることも承知しております、オンライン資格確認の導入が期限までに間に合わないやむを得ない事情もあると考えております。そのため、日本医師会をはじめとする診療側委員の強い要望で、中医協答申の附帯意見において、「令和 4 年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行う」旨が記載されております。

また、中医協において、「令和 5 年 4 月 1 日にオンライン資格確認に対応できない場合、即、療担規則違反となって保険医療機関の指定取り消しとなってしまうのか」という日本医師会委員の質問に対して、厚労省事務局からは、「療担規則

は、保険医療機関等の責務を規定するものであり、遵守されていない場合には、まずは、地方厚生局による懇切丁寧な指導などが行われることとなるが、具体的には「個別事案ごとに適宜判断することとなる」との回答がなされております。

●日本医師会 相談窓口の拡充

今回の原則義務化を契機として地域医療提供体制に支障を来たす事態が生じないよう、日本医師会としても各関係者と協力し、引き続き課題解決に努めていく所存です。

これらの課題への対応について、厚労省は中医協において、「コールセンターを設置し、個別の問い合わせに対応している」、「これまでに受けた問い合わせを踏まえ、順次Q&Aを更新し、わかりやすい配付資料等も行っていく」、「システム事業者にも、システム事業者導入促進協議会の活動等を通じ、丁寧な対応を依頼していく」、「申し込みから導入開始まで、ステージごとの課題に適切に対応していく」との見解を示しております。

そこで、現場の課題をより広く収集するために、日本医師会では、従来から設置している相談窓口を拡充いたします。導入についてお困りのこと（例えば、地域に業者が見つからない、見積額が補助金上限額より高い、保守料が高い、導入に時間がかかる、適切なネットワーク回線が見つからないなど）ございましたら、下記相談窓口に是非情報を寄せください。いただいた情報を厚生労働省やオンライン資格確認推進協議会（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会にて設立）と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行ってまいります。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>



【医療情報化支援基金によるオンライン資格確認導入補助の見直し】

昨年来、日本医師会として、医療情報化支援基金によるオンライン資格確認導入補助の拡充を強く求めてきた結果、この度、以下の通り見直しが行われました（別紙1）。

＜診療所＞

見直し後：基準とする事業額42.9万円を上限に実費補助
(顔認証付きカードリーダー1台まで無償提供)

＜病院＞

見直し後：基準とする事業額を2倍に増額
(顔認証付きカードリーダー3台まで無償提供)

1台の場合：事業額420.2万円を上限に1/2を補助（補助上限210.1万円）

2台の場合：事業額400.4万円を上限に1/2を補助（補助上限200.2万円）

3台の場合：事業額380.6万円を上限に1/2を補助（補助上限190.3万円）

なお、本補助金を受けるには、下記の期間内にそれぞれの対応を進めていただく必要があります。

- (1) 令和4年6月7日～同12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込む
- (2) 令和5年2月末までにシステム事業者と導入に関する契約を締結する
- (3) 令和5年3月末までに事業を完了させ、オンライン資格確認をスタートさせる
- (4) 令和5年6月末までに交付申請を行う

また、令和3年4月1日～令和4年6月6日の期間にカードリーダーを申込済で、令和4年6月7日～令和5年1月末までにオンライン資格確認の運用を開始した医療機関に対しては、補助金受給済の医療機関を除き、今回拡充される補助内容との差額に相当する別途の補助が実施されます。この別途の補助につきましては、詳細が決まり次第、改めてご連絡いたします。

【診療報酬上の加算の取り扱い】

今回のオンライン資格確認原則義務化を踏まえ、令和4年4月に新設された「電子的保健医療情報活用加算」は令和4年9月30日までの取扱いとし、令和4年10月1日より新たに、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されることとなりました（別紙2）。

新設される加算は、初診時等に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して診療等を実施し質の高い医療を提供する体制及び電子資格確認等による患者情報の取得の効率化を考慮した評価となります。点数は、

- (1) 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合：4点

（＝従来の保険証を持参した患者の場合等）

- (2) (1)であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合：2点

（＝マイナ保険証を持参し、医療情報等の提供に同意した患者の場合や、診療情報提供書等を通じて、医療情報等を取得した患者の場合等）

となっており、月に1回、初診時にいずれかの点数を加算することができます。

算定するための施設基準は以下の通りです。

- (1) レセプトのオンライン請求を行っていること。

(2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。

- (3) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

ア. オンライン資格確認を行う体制を有していること。

イ. 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用*して診療を行うこと。

*情報の取得・活用の具体的な方法として、初診時に患者の診療情報を取得する際には、別途示される問診票（標準的な問診項目が含まれた問診票）又はこれに準じた問診票を用いることが求められる予定。

3. 医療機関等向けオンライン説明会について

今回のオンライン資格確認原則義務化に関する様々な決定を受けて、令和4年8月24日、三師会（日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会）が設置したオンライン資格確認推進協議会と厚生労働省の合同で、医療機関等向けオンライン説明会を開催させていただくことになりました。

三師会・厚労省合同 医療機関等向けオンライン説明会

令和4年8月24日（水）18:30～20:00

（YouTube Liveによる配信）

参加 URL <https://youtu.be/1H3mhnEd-U8>



チャットによる質疑応答も交え、顔認証付きカードリーダーの各機種の特徴等も含め、分かりやすく現状をお知らせ・ご紹介すると共に、医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入をお願いさせていただく内容となりますので、特に都道府県医師会、郡市区等医師会の社会保険担当理事、情報システム担当理事の先生方におかれましては、是非ご視聴いただきたく、お願い申し上げます。

なお、当日の模様につきましては、後日録画映像の配信も行われる予定です。

また、上記オンライン説明会とは別に、日本医師会として、9月中に都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事連絡協議会を開催する予定です。開催が決定次第、改めて開催通知にてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・別紙1：医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し（R.4.8.10 中医協総-8-3）
- ・別紙2：医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価（R.4.8.10 中医協総-12-2）
- ・別紙3：三師会・厚労省合同説明会の開催について

別紙1 医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

中医協 総一8-3
4 . 8 . 1 0

○オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局について(※)、補助内容の見直しを行う。(従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要)

※ 上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等(は)より早期の申込や契約が必要。

- ・ 病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）
- ・ 診療所・薬局（大型チーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。
- ・ 大型チーン薬局：補助基準内に(ほぼ)収まっていることから、現状を維持。

顔認証付きカードリーダーの申込時期 提供台数	病院	大型チーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー 提供台数	3台まで無償提供	1台無償提供	1台無償提供
①令和3年4月 ～令和4年 6月6日	1台導入する場合 105万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1／2を補助	2台導入する場合 100.1万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1／2を補助	3台導入する場合 95.1万円を 上限に補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1／2を補助
②令和4年 6月7日～	210.1万円を 上限に補助 ※事業額の420.2万円を 上限に、その1／2を補助	200.2万円を 上限に補助 ※事業額の400.4万円を 上限に、その1／2を補助	190.3万円を 上限に補助 ※事業額の380.6万円を 上限に、その1／2を補助

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等
※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額
※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施
※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する（補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする）。

療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

- ▶ 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
 - ▶ その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

- 電子的保健医療情報活用加算
【医科・歯科】マイナ保険証を利用する場合 7点(初診) 4点(再診) / 利用しない場合 3点(初診)
【調剤】マイナ保険証を利用する場合 3点(初診)
廃止

初診時等(一ヵ月)の診療情報取得・活用体制の新設(令和4年10月~)

新）医療情報 リコ三／其船敷謹仕制立室如第

- 新規情報・システム参画会員登録

1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合
2 1 であって、オンライン資格確認等により情報を取り得等した場合
3 調剤(± 1 2 卓 (6 月に 1 回) 2 1 卓 (6 月に 1 回)

至極樂門・薄暮に求められるこそ

- 【施設基準】

 - 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
 - ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行ふこと）
 - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取り扱うこと。

〔管定事件〕

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対し説明すること。（留意事項通知）

診療情報を取り扱うシステム (例)

- 医療機関

問診票の標準項目を新規に定める(イメージ)

薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられる(ほか、投薬内容から患者の病態を把握できる)。

問診票(初診時)

 - 今日の症状
 - 他の医療機関の受診歴
 - 過去の病気
 - 関連されている薬
 - 特定健診の受診歴
 - アレルギーの有無
 - 妊娠・授乳の有無
 - ……

R4年8月時点で
オン資により
確認可能

特定健診の検査値を踏まえた
処方内容の確認や服薬指導
が可能になる。

※当院は診療情報を取得・活用す
る。この上り、所の高い医療機関
での医薬品等に付

薬局

問診票により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。

今後、閲覧可能な情報が増えること等によつて
正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、
更なる医療の質の向上を実現

- 8月10日の中医協で答申・公表された内容を踏まえ、医療機関・薬局等の医療関係者へ周知するため、日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会により設置された「オンライン資格確認認証推進協議会」と厚労省合同での説明会（ライブ配信）を8月24日（水）18:30からオンラインで開催予定。



日程：令和4年8月24日（水）

時間：18:30～（75分程度）

URL：<https://youtu.be/1H3mhnEd-U8>

【内容】

- 8/30日医注記：現在もこのURLで録画映像をご視聴いただけます
- オンライン資格確認認証の趣旨について（安心・安全で質の高い医療を提供していく医療DXの基盤）
 - 8月10日の中医協で答申・公表された内容について
 - ・ 原則義務化の内容について
 - ・ 医療機関・薬局向け補助金の拡充について
 - ・ 診療報酬上の加算の取扱いの見直しについて
 - 具体的な申込手続きなど
 - 顔認証付きカードリーダーのデモ
 - 質疑応答

【参考】「オンライン資格確認推進協議会」について

令和4年2月10日
三師会連名によるプレスリリース

「オンライン資格確認推進協議会」の設置について

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会

令和3年10月20日から本格運用が始まっているオンライン資格確認については、導入に必要となる「顔認証付きカードリーダー」の申込数が、全医療機関・薬局の約6割となっているなかで、様々な課題があるため、実際に運用を開始している施設は約1割となっている。三師会としては、医療機関間での情報共有を進め、安心・安全で質の高い医療を提供していくデータヘルスの基盤として、オンライン資格確認の導入を推進していく必要があると考えております。これまでも様々な取組を行つてきました。令和5年3月末までに、おおむね全ての医療機関・薬局での導入を目指すという政府目標が掲げられています。こうした中で、関係者と連携して課題を解決し、導入を加速化させていくため、医療関係団体により「オンライン資格確認推進協議会」を立ち上げ、下記の取組を行つていく。

推進協議会の構成

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会
(オブザーバー)

厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会、保健医療福祉情報システム工業会 (JAHS)

推進協議会における取組

- まずは顔認証付きカードリーダー申込済のすべての施設において速やかに導入されよう、システム事業者への発注が終了している状態を目指すとともに、未申込施設においても令和5年3月末にかけて導入が進むよう、厚生労働省やオンライン資格確認の実施機関、システム事業者に必要な要請等も行いながら、これらの主体と連携して、以下の取組を行う。
- 各団体の取組状況の共有
 - 各施設、各地域等における好事例の共有
 - 現場の状況を踏まえたシステム事業者からのヒアリング及び意見交換
 - 行政の取組状況の検証
 - 導入の加速化に向けた課題の共有と対応策の検討
 - 三師会が連携した合同説明会の開催

顔認証付きカードリーダーとシステム事業者への申込みについて

- 原則義務化に向けて、申し込み後できるだけ速やかにお届けできるよう、顔認証付きカードリーダーを事前生産します。
- 全体として必要な台数を確保しており、各メーカーの事前生産台数は以下のとおりです。
ご希望のメーカーのカードリーダー入手できるよう、速やかに申込をお願いします。
(各社の出荷可能台数は、医療機関等向けポータルサイトに掲載し、適宜更新します)
- 院内システムの改修を行なうシステム事業者についても、今後、申込期限を医療機関向けポータルサイトに公開予定です。

				
富士通Japan 株式会社	パナソニック コネクト 株式会社	アルミックス	ジャパンシステム 株式会社	アトラス情報サービス 株式会社
合計 11,948	31,500	16,000	20,000	1,000
申込締切 2022/11/30	2022/11/30	2022/11/30	2022/11/30	2022/10/30

日医注記：1機種は10月30日、4機種は11月30日が申込締切とされていますが、在庫がある限りは、締切以降でも申込可能とのことです。

令和4年8月24日開催「医療機関等向けオンライン説明会」資料より抜粋

メーカー名				
富士通Japan 株式会社	パナソニック コネクト株式会社	株式会社 アルメックス	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社	アトラス情報サービス株式会社
販売会社名 株式会社 富士通マークティング (PD-CA01)				
Caora (PD-CA01)	顔認証付きカードリーダー (XC-STFR21MN)	Sma-paマイナッチ (CPS-100W)	Hi-CARA (UFT-S1905 (NU))	EXC-9000
製品名/製品型番				
保守関連				
納品より5年間の先出しセンダック修理を標準同様 【修理期間】 サポートセンターへご連絡後、翌営業日出荷目標 【保守対象期間について、以下の通り】 ・2021年3月31日迄納品分：納品日～2021年3月31日+5年間 ・2021年4月1日以降納品分：納品日から5年間 【留意事項】 お客様の瑕疵（落下、水損、故意の破損等）においては修理対応外	製品販売から5年間当該機器及び機能の無償保証（センドバック無償修理） ただし、以下の場合は原則として有料修理対応 ・使用上の誤り及び不当な改造 ・お買い上げ後の移設・輸送・落下などによる故障及び損傷 ・天災地変及び公害、塩害、ガス外、異常電圧、指定外の使用電源などによる故障及び損傷 ・お客様のご使用環境や対象機器の維持・管理方法に起因した故障及び損傷 ・消耗または耗耗した部品交換の場合	ハードウェア保守・製品販売から18ヶ月間当該機器及びその機能の保証無償 ※本格運用までにお申し込みの場合は、本格運用開始日(2021年10月予定)から18ヶ月間無償保証対応 ただし、無償保証期間終了後は別途有償（月額2,500円）での対応、センドバック（新品同等品交換対応） ※利用者様側の瑕疵による故障以外はフルメンテナンス対応	製品出荷月から5年間の無償保証 先出しセンドバックにて交換対応 ※本格運用までにお申し込みの場合は、本格運用開始日(2021年10月予定)から5年間無償保証対応 ただし以下は保証期間中でも、有償対応となります。 ・不注意、誤用による故障および損傷 ・当社以外の修理、改造による故障および損傷 ・純正以外の部品等の使用に起因した本体の損傷、故障および障害 ・火災、地震、風水害、落雷などの天変地異およびその他の不可抗力に起因する故障や損傷の場合 ・当社が指定している電源ケーブルやACアダプタ以外を使用した場合 ・お買い上げ後の輸送や移動、落下等の衝撃による故障や損傷の場合 ・製品仕様の耐性を超えた水などのかかり、落下、衝撃による本体の損傷、故障 ・本製品が規定する用途、頻度等を超える使用に起因すると考えられる故障および損傷 ・接続している他の機器または本製品と一緒にご使用される通信回線およびアプリケーションに起因した故障	納品月から5年間、先出しセンドバック方式で当該機器及び機能を無償保証 ただし以下は保証期間中でも、有償対応となります。 ・ご使用上の誤り、取り付けの誤り、当社以外が実施した修理や改造、誤接続または指定外の電源使用による故障や損傷の場合 ・火災・地震・風水害・落雷などの天変地異およびその他の不可抗力に起因する故障や損傷の場合 ・当社が指定している電源ケーブルやACアダプタ以外を使用した場合 ・お買い上げ後の輸送や移動、落下等の衝撃による故障や損傷の場合 ・本製品以外の機器が影響した故障や損傷の場合 ・当社が指定する環境以外で使用した場合、または当社が指定するものの以外付属品を使用した場合 ・取扱説明書に沿った使用またはメンテナンスを行わなかったことによる故障や損傷の場合 ・タッチパネル及びタッチパネル制御部の故障または破損の場合 ・お客様のご使用環境や対象機器の維持・管理方法に起因した故障及び損傷等
特長				
・照明の影響を受けづらい構造（洞窟構造で、直射日光や照明の差し込みによるカードの読み取りエラーを防止） ・画面表示とブザーでマイナンバーカードの取り忘れ通知 ・眼鏡やマスクをしてても、顔認証可能 ※マスク着用時の状態、マスクの色柄や形状、マイナンバーカードの写真が不鮮明などの場合、顔認証されない可能性あり ・1台のPCで複数台接続が可能（別途有償ライセンス（25,000円/台）：下記掲載の製品情報ページにて販売）	・手袋でも操作可能なタッチパネル ・カード置忘れ、表裏裏き間違え通知機能 ・高品位の人物撮影をサポートするカメラ逆光補正機能 ・眼鏡／マスク着用時でも顔認証可能 ※写真が不鮮明、マスクを深く着用等、顔の特徴が十分に取れない場合を除く	・紙の公費医療券、各種證明書等（「こども医療費受給者証」「ひとり親家庭等医療証」「心身障害者医療費受給資格証」）の読み取り。 （顔次拡張予定））OCR読み取り機能搭載 ※無償提供 ・抗菌仕様のタッチスクリーン ・音声ガイダンス可能 ・カード取り忘れ注意ブザーあり ・マスク着用時でも顔認証可 ※条件による ・暗証番号入力画面においてランダム表示機能搭載 ・1台のPCで最大4台数まで接続可能	・軽量でコンパクトなサイズ ・取り外し可能による多様な操作性 ・カード取り忘れ防止、のぞき見 防止による安心・安全性の確保 ・1台の資格確認端末に最大4台まで接続可能（ライセンス不要） ・状態表示LEDで利用者の方も受付スタッフの方も 状況確認可能 ・音声ガイダンスあり ・マスク、メガネ着用時も顔認証可能 ※設置環境、マイナンバー券面状態、写真状態によ って、認識されない可能性があります	・見やすい角度に調整可能な10インチ相当の 大画面 ・画面が縦/横に回転、ご利用者や設置環境に やさしい柔軟設計 ・傾斜角度や仕様にこだわった、カードを入れ やすく、取り出しやすい設計 ・日本語のほか、英語、韓国語、中国語に対応 ・マスク、眼鏡着用時も顔認証可能 ※マスクの着用状態やマスクの色や柄、形状、マイ ナンバーカードの写真が不鮮明などの場合、顔認 証されない可能性があります。
寸法				
170mm x 230mm x 200mm (WxDxH)	148mm x 145mm x 276mm (WxDxH) (実起物、付属品除く)	354mm x 170mm x 139mm (WxDxH)	98mm x 180mm x 242mm (WxDxH)	画面が横向き時:268mm x 189mm x 356mm 画面が縦向き時:183mm x 189mm x 397mm (WxDxH)
設置環境条件				
【設置スペース】 W170mm x D260mm x H200mm以上が確保できること ※顔撮影を妨げる遮蔽物がないこと 【照明显境】 顔面照度が150ルクスよりサポート	【設置スペース】 W148mm x D145mm x H276mm以上が確保できること 【照明显境】 顔面照度が100ルクス以上であること	【設置スペース】 W354mm x D170mm x H139mm以上が確保できること 【照明显境】 カードリーダー部分に直射日光があたらないこと	【設置スペース】 W98mm x D180mm x H242mm以上が確保できること 【照明显境】 カードリーダー部に直射日光が当たらないこと	【設置スペース】 画面が横向き時:W268mm x D189mm x H356mm以上 画面が縦向き時:W183mm x D189mm x H397mm以上 が確保できること 【照明显境】 カードリーダー部に直射日光が当たらないこと
画面サイズ				
5インチ	7インチ	8インチ	5インチ	10インチ相当
なりすまし防止				
○	○	○	○	○
のぞき見防止				
○	○	○	○	○
対応OS				
Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit				
詳細仕様				
下の表「製品情報ページ」からアクセスしてください。				